

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

第17回通常総会

2025年5月30日（金） 午後3:00～
（受付開始 午後2:30）



於

ウインクあいち 1103会議室

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

TEL 052-571-6131

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

事務局 TEL 052-203-8722

〔 倫理綱領 〕

損害保険代理業は、損害保険事業の発展を通じ、社会の安全を守り、福祉の向上に貢献する公益性の高い職業である。

一般社団法人日本損害保険代理業協会の正会員に加盟するすべての損害保険代理店並びにその募集人は、社会が損害保険代理業に課する使命、責任、義務に深い自覚を持ち、社会の信頼にこたえ、その繁栄に資するため、常に研鑽につとめる。

よって、ここに倫理綱領を定め、その遵守と実践を宣言する。

1. われわれ損害保険代理業者は、損害保険ならびに代理店制度が社会の安定と福祉の向上を図るため、最善の制度であることを確認し、損害保険の普及につとめるとともに、尊い職責を完全に果たし、消費者の信頼を高めるよう努力する。
2. われわれ損害保険代理業者は、直接消費者に接する者として、常に知性、知識の研磨につとめ、資質を向上させ、消費者の需要に的確に対応し、損害保険代理業者としての機能を高度に発揮することを誓う。
3. われわれ損害保険代理業者は、名誉を重んじ、秩序を守り、公正な募集活動を推進し、同業者相互間においては、常に友好的関係を保持し、損害保険代理業の地位の向上につとめる。
4. われわれ損害保険代理業者は、損害保険会社及びその団体と友誼的関係を維持するとともに、英知を結集し、損害保険業の発展に寄与する。
5. われわれ損害保険代理業者は、損害保険業に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行う。

募 集 規 範

■ 目 的

全ての損害保険の募集に従事する者は、消費者の4つの権利（安全を求める権利、知らされる権利、選ぶ権利、意見を述べる権利）を尊重し、以下に定める事項を遵守することによって、一般消費者の利益に貢献することを目的とする。

■ 倫理規範

(1) 社会性・公共性の自覚

損害保険業は、社会・公共の利益に貢献する使命を持つことを自覚しなければならない。

(2) 自己研鑽

常に自己研鑽に励み、顧客サービスの質を高めるよう努力しなければならない。

(3) 信義・誠実性

一般消費者に対し、常に公平、公正で、信義を守り、誠実でなければならない。

(4) 信用の維持

常に自らの信用維持に努めなければならない。

(5) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を持たないようにしなければならない。

■ 行動規範

(1) 商品説明

商品内容を説明する場合は、重要事項説明書等により、一般消費者が商品内容を理解し、自主的な商品選択ができるよう、契約条項のうち重要な事項は必ず説明する。

(2) 最適アドバイス

一般消費者のニーズに対し、適切な商品をアドバイスする。

(3) アフターサービス・アフターフォロー

契約後、適切なアフターサービス・アフターフォローを提供する。

(4) 顧客情報の守秘

保険の募集に関し、秘密とすべき顧客情報は守秘する。

(5) 法令の遵守

保険業法およびその他の法令を遵守する。



一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会
第17回 通常総会

総会次第

司会者 豊川支部支部長 能勢 貴之

1. 物故者に捧げる黙祷
2. 開会の辞
副会長 水田 真史
3. 募集規範朗読
副会長 赤須 史尚
4. 会長挨拶
会長 橘 恭浩
5. 来賓挨拶
一般社団法人日本損害保険協会中部支部 委員長 川杉 朋弘 様
財務省 東海財務局 理財部 金融監督第四課 課長 孫福 良彦 様
一般社団法人日本損害保険代理業協会 理事 石川 英幸 様
6. 祝電披露
7. 議長選出
8. 総会付議事項
第1号議案 2024年度事業報告案承認の件
第2号議案 2024年度決算報告案承認の件
監査報告
第3号議案 2025年度事業計画案承認の件
第4号議案 2025年度予算案承認の件
第5号議案 本会の決議の趣旨に反しない限りその修正を会長に一任する件
第6号議案 その他
9. 寄付金贈呈式
10. その他
11. 閉会の辞
副会長 伊藤 準

第 1 号議案 2024 年度事業報告案承認の件

教育研修事業、組織対策、募集環境整備、財政基盤の強化、広報事業、社会貢献活動の取り組みとして以下項目毎に報告する。

1. 代理店・募集人の資質向上への取り組み（教育委員会）

① 損害保険大学課程コンサルティングコースの新規募集

臨時教育委員会を実施するなど注力した結果、昨年に引き続き目標を超過達成することができた。

目標数	46 名	受講者	80 名
-----	------	-----	------

昨年度に引き続きオンライン開催となったが、参加者が円滑に受講できるよう、スタッフとしてセミナー運営に協力した。

2024 年度第 1 回目	2024 年 7 月 30 日	58 名
2024 年度第 2 回目	2024 年 11 月 15 日	46 名
2024 年度第 3 回目	2025 年 1 月 29 日	52 名

損害保険トータルプランナー認定バッジ・認定証

トータルプランナー認定バッジ、及び 2023 年 2 月 1 日より発売が開始された顔写真付認定証の普及に取り組んだ。

② 日本代協アカデミーネットチャンネルの利用促進（2025 年 3 月 31 日現在）

目標代理店数	41 代理店	登録代理店数	25 代理店
--------	--------	--------	--------

会員事業所の教育制度として利用いただくよう積極的に情宣した。

③ 学校での損害保険教育推進事業

（出前授業の開催）「自転車安全運転講習」

校内放送での開催もあり、目標の 3 校を上回る開催となった。

開催日時 / 会場	演 題 / 講師名	参加者数
2024 年 4 月 9 日（火） 大同高等学校	～自転車から学ぶ交通安全 自転車事故とその現実！～ 名古屋東支部教育委員 大島 直樹	500 名
2024 年 4 月 24 日（水） 名古屋学院附属名古屋高等学校	～自転車から学ぶ交通安全 自転車事故とその現実！～ 教育委員長 水田 真史	700 名
2024 年 4 月 26 日（金） 名古屋学院附属名古屋中学校	～自転車から学ぶ交通安全 自転車事故とその現実！～ 愛知県代協会長 橘 恭浩	500 名
2025 年 1 月 27 日（月） 豊橋中央高校	～「車社会」へ出る高校生の君たちへ～ 豊橋支部支部長 鳥居 貴久	200 名

2024 年度 教育委員会開催報告

東 海 ブロック		愛 知 県 代 協	
4 月 11 日 (木)	9 月 10 日 (火)	6 月 18 日 (火)	1 月 21 日 (火)
6 月 19 日 (水)	1 月 22 日 (水)	8 月 20 日 (火)	3 月 7 日 (金)
7 月 4 日 (木)		10 月 29 日 (火)	

2. 組織力の強化《仲間づくりと支部の活性化》(組織委員会)

① 仲間づくりの推進

愛知県代協会員は 2024 年 3 月 31 日現在 470 店であったが、2025 年 3 月 31 日現在、入会 35 店 退会 30 店で、475 店と増員となった。

主な取り組み内容は以下の通り。

- ・保険会社協力での修理工場組合へのアプローチ（アドバンスクラブ）
- ・愛知県代協 全体での仲間づくり！
- ・入会金無料キャンペーンの実施
- ・日新火災代理店様への情報提供活動と代協アピール

2024 年度 入会数及び退会数と退会理由

	入会数	退会数	合併	廃業	多忙	その他
豊 橋	3	3	1	1		1 (死亡)
豊 川	1	1	1			
三河中央	6	3		1	2	
三河西	4	2		1		1 (代表者退任の為)
名古屋東	1	2	2			
名古屋西	5	3		1	1	1 (会費未納)
名古屋南	4	4	3			1 (メリットなし)
名古屋北	6	8	2	4		2 (病気・高齢)
尾 張	3	1	1			
知 多	2	3	1			2 (メリットなし・経費削減)
その他						
小計	35	30	11	8	3	8

② 愛知県代協オリエンテーション (旧 新入会員オリエンテーション)

2025 年 2 月 4 日 (火) ANA クラウンプラザホテルグランコート名古屋にてリアル開催した。

参加人数 21 人

藤山日本代協組織委員長を講師に迎え熱意あるオリエンテーションを行うことができた。

石川日本代協地域担当理事にもご参加いただき愛知県代協会員との懇親を深めた。

③ 代理店賠償「日本代協新プラン」の情宣と加入推進

全会員の加入を目標として取り組んだ結果、2025 年 3 月 31 日現在、中途加入者を含む加入率は 85%となった。

(加入者 403 店、2025 年 3 月末会員数 475 店に対する加入率)

加入推進のため、日本代協新プラン委託講師 杉山 幹久氏による「代理店賠償セミナー」を 2025 年 1 月 14 日（火）オンラインにて開催した。

テーマ「体制整備と代理店の賠償責任」

参加人数 139 人（うち 非会員 5 人 保険会社社員 28 人）

- ・未加入代理店リストによる加入推進
- ・保険会社の営業担当社員の参加で加入推進
- ・大型代理店の若手スタッフの参加
- ・日新火災代理店、アドバンスクラブへのセミナー開催案内

④ 東海ブロック組織委員会育成研修会

2024 年度より隔年での開催となり、行わなかった。

2024 年度 組織委員会開催報告

東 海 ブロック		愛 知 県 代 協
4 月 23 日（火）	9 月 26 日（木）	7 月 23 日（火）
6 月 19 日（水）	11 月 19 日（火）	10 月 28 日（月）
7 月 25 日（木）	2 月 3 日（月）	12 月 11 日（水）

3. 募集環境の整備と代理店制度・業務に関する調査研究（企画環境委員会）

① 保険契約者等の利益保護のための募集の公平性の維持

会員から報告のあった不公正と思われる募集について、調査を行った。
従来の報告方法に加え、Google フォームからも報告できるよう改善した。

② 代理店の価値向上と競争力強化

代理店の強みを最大限に生かすため、5 項目を推進

- ・JSA-S1003 目標宣言・活動実施・認証取得の三段階を支援、推進した。
- ・リスクマネジメント講座の受講支援
日本代協主催リスクマネジメント講座を各支部で案内し、受講を推奨した。
- ・事業継続力強化計画認定の推進
ジギョケイを通して新規保険契約獲得、好取組事例 3 件報告した。
3 年更新時期を迎える会員をリストアップし、各支部に案内するとともに、三井住友海上あいおい生命の協力を得て対応した。
- ・BCP 策定支援
顧客支援の前段階として代理店自らが策定をするべく策定支援を推進。
- ・社会保険労務士診断認証制度（全国社会保険労務士連合会）の宣言企業・実施企業・認定企業の三段階を支援、推進した。

2024 年度 企画環境委員会開催報告

東 海 ブロック		愛 知 県 代 協
4 月 24 日（水）	9 月 17 日（火）	7 月 16 日（火）
6 月 19 日（水）	1 月 24 日（金）	10 月 3 日（木）
7 月 8 日（月）		

4. 財政基盤の強化（財務委員会）

① 財政基盤の強化

賛助会員の利用について、ホームページへの掲載、チラシ郵送などで会員に案内した。新たに具体的業務内容、対応可能エリア、紹介手数料の有無等を記載した賛助会員一覧を作成し、賛助会員ネットワークを使える事が代協会員のメリットである事をアピールした。

会費収入及び手数料収入の増加に繋げるための賛助会員アンケートを実施した。（集約中）

販促品・カレンダー購入については、事務局から案内を実施。

本年度、事務局経由で2024年カレンダー37店、タオル0店、うちわ0店、ノベルティ0店の利用があった。

② 国民年金基金の「取次業務」取扱い

法人代理店化に伴い対象の個人事業主の数が減少したため進まなかった。

2024年度 財務委員会開催報告

愛知県代協	
8月8日（木）	2月13日（水）

5. 事業広報活動（広報委員会）

① 愛知県代協だより

代協だより「令和6年総会号」と「令和7年新春号」を発信した。

② 支部だよりの配信

各支部にて支部だよりを配信した。ホームページにも掲載している。

③ ホームページの拡充

今年度は修正・改修する項目は無かった。

④ 「みなさまの保険情報」の活用推進

代協だより・支部だよりを使い拡販を推奨した。

⑤ 賛助会員との連携強化

2024年11月29日 意見交換会実施。

2024年度 広報委員会開催報告

東海ブロック	愛知県代協	
6月19日（水）	6月14日（金）	11月18日（月）
11月13日（水）	8月6日（木）	3月11日（火）

6. 保険の普及に関する宣伝・防災・減災運動と損害地域貢献（CSR 委員会）

① 共同事業への参加・支援

（１）無保険者追放キャンペーン

2024 年 10 月 9 日 金山総合駅北口にてノベルティ配布。

（２）自動車盗難等防止・防犯対策活動

適時会員にメール配信。

（３）地震保険の普及促進

各支部へポスターを郵送。

（４）交通安全推進活動

2024 年 11 月 29 日交通安全運動出発式に参加。

（５）愛知県安全なまちづくり推進協議会活動

会議等参加

（６）社会を明るくする運動愛知県推進委員会

会議等参加

（７）暴力追放愛知県民会議

「e ネット暴追あいち」「地域安全対策ニュース」を随時メール配信した。

② 地域清掃奉仕活動

開催年月日	場 所	内 容
2024 年 10 月 5 日（土）	豊川稲荷	雨天により中止
2024 年 10 月 19 日（土）	熱田神宮	雨天により中止

③ 献血活動 （団体コード 31-06900-00）

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日の期間の献血協力者数

受付数	献血者数			目標
40 名	400ml：22 名	成分：16 名	不採血：2 名	100 名

① ぼうさい探検隊マップコンクールへの積極的参加推進（損害保険協会連携事業）

マップ 5 件提出し、目標達成した。

2024 年度 CSR 委員会開催報告

東 海 ブロック		愛 知 県 代 協	
6 月 19 日（水）	9 月 27 日（金）	7 月 29 日（月）	12 月 17 日（火）
6 月 28 日（金）	1 月 29 日（水）	9 月 18 日（水）	

7. 役員会推進事業

① 損害保険協会、損害保険各社との交流会

昨年中止となった交流会を今年度は開催した。不祥事が相次ぎ、保険会社の自粛期間だったため活発な意見交換はなく、当協会からの一方的な報告と委員会からのお願いとなった。

日 時：2024 年 11 月 25 日（月）16:00 ～17:00

場 所：日本損害保険協会中部支部会議室

参加者：愛知県代協役員 10 名、日本損害保険協会中部支部 9 名（下記参照）

日本損害保険協会中部支部		
会社名	所属・役職	氏名
東京海上日動火災保険	常務執行役員	川杉 朋弘
三井住友海上火災保険	愛知支店部長	土屋 隆弘
日新火災海上保険	東海事業部長	高橋 悟
あいおいニッセイ同和損害保険	執行役員 中部リテール担当	松田 謙二郎
A I G 損害保険	東海・北陸地域事業本部 名古屋支店長	伊藤 大輔
共栄火災海上保険	中京支店 名古屋第 2 支社 支社長	西坂 康司
セコム損害保険	中部北陸支店長	竹内 正輝
損害保険ジャパン	執行役員	坂本 俊樹
一般社団法人日本損害保険協会	中部支部 事務局長	及川 清志

② 消費者団体との対話

今年の特徴は、火災保険の悪徳業者からの不正請求と不正ロードサービス事業者の相談が目立った年であった。また、保険以外ではネット上でのトラブルも急増しているとの情報を得た。

日 時：2025 年 3 月 24 日（月）14：00～16：00

場 所：一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会 事務局

参加者：愛知県代協 5 人、消費者センター 2 人

愛知県代協			
会長	橘 恭浩	専務理事	市川 みさを
常務理事	浅井 勝己	豊川支部長	能勢 貴之
三河西支部長	時吉 康介		
消費者センター			
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費者生活相談・消費者教育グループ		主査	川島 瑠里子
名古屋市スポーツ市民局 消費生活課		課長補佐	仲 深里

③ 県代協セミナー企画

今年度で3回目となる保険会社との協賛セミナーは下記の内容にて実施した。
 昨年にも増して、未加入会員の参加が増え仲間づくりに貢献できた。

【保険代理店向けセミナー】共催：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

日 時：2024年6月26日（水）14:30～16:30

場 所：ウイंकあいち 1002 大会議室

※「リアル＋リモート（Zoom）」のハイブリッド開催

参加者：会場にてリアル参加（会員）27人、（未加入会員）29人

ZOOM 参加 153人

第1部 環境認識を踏まえた次世代型代理店像とマーケット開拓

株式会社ふるサポ 代表取締役 中島 達朗 氏 SDGs コンサルタント

第2部「生き残りに向けた日本代協各種サービスのご案内」

一般社団法人日本損害保険代理業協会 理事 石川 英幸 氏

④ 理事研修会の実施

2023年度に引き続き下記内容で開催した。前回に劣らず活発な意見が飛び交い、支部活性化に向けて新たなスタートが切れた。その取り組みにより3支部も例会参加率50%達成した。

日 時：2024年7月19日（金）9時30分集合（10時00分開始）

7月20日（土）朝食後解散

場 所：豊田労連研修センター「つどいの丘」

参加者：理事27人、相談役1人

会長	橘 恭浩	専務理事	市川 みさを	常務理事	浅井 勝己
副会長	手戸 健一	副会長	若松 洋子	副会長	佐野 正義
副会長	伊藤 準	副会長	水田 真史	副会長	川松 真悟
副会長	赤須 史尚	相談役	金子 紀代志		
豊橋支部	支部長	鳥居 貴久	名古屋西支部	支部長	林 富士子
豊川支部	支部長	能勢 貴之		副支部長	中村 和博
	副支部長	岡田 祐二	名古屋南支部	支部長	荒川 清
三河中央支部	支部長	鈴木 浩人		副支部長	森 義高
三河西支部	支部長	時吉 康介	名古屋北支部	支部長	渡部 高宏
	副支部長	古井 健太		副支部長	富村 亮
名古屋東支部	支部長	田中 邦夫	尾張支部	支部長	岩田 康哲
	副支部長	岡野 弘太郎		副支部長	市川 誠
			知多支部	支部長	代口 榮一

⑤ 愛知県代協80周年事業の企画

2025年10月17日開催の80周年記念事業に向けて実行委員会を5回開催した。

80周年記念事業実行委員会		
7月 3日（水）	9月 6日（月）	12月 16日（月）
1月 20日（月）	3月 17日（月）	

⑥ 「会長 Live ACHI」を年間 2 回発信 視聴者数 94 人

今年初めて、会員の皆様に直接情報発信を行った。多くの会員にご視聴いただき、特に「あるあるコント」が好評であった。

年に 2 回発信を計画していたが、1 度の発信となった。

日 時：12 月 20 日（金）16:00～17:00 愛知県代協 事務局よりウェビナー配信

参加者：橘会長、日本代協 金澤専務理事、船井総合研究所 岩邊 久幸 氏、
市川専務、浅井常務

8. 東海ブロック事業報告（日本代協諮問機関）

① 東海ブロック出前講座研修会

日 時：11 月 1 日（金）13：00 ～ 2 日（土）11：30

場 所：三河湾リゾートリンクス

参 加：愛知県 4 名 三重県 5 名 岐阜県 4 名 静岡県 4 名 合計 17 名

② 東海ブロック公開講座（主催：静岡県代協）

日 時：12 月 4 日（水）

場 所：静岡県沼津市 プラザヴェルデ

参 加：愛知県代協から 6 名参加

③ 東海ブロック人材育成セミナー

研 修：アスト津 4 階 研修室 A 三重県津市羽所町 700

宿 泊：東横 INN 津駅西口 三重県津市広明町 349-1

日 時：令和 7 年 2 月 21 日（金）13：00 ～ 22 日（土）11：30

参加者：愛知県 12 名（内研修生 9 名）三重県 21 名（12 名）岐阜県 11 名（9 名）
静岡県 8 名（6 名） 合計 52 名（研修生 36 名）

第2号議案 2024年度決算承認の件

貸 借 対 照 表

2025年3月31日現在

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金預金	9,672,661	預り金	370,555
前払費用	752,781	未払金	74,110
流動資産合計	10,425,442	未払消費税等	120,800
固定資産		未払法人税等	71,000
その他の固定資産		流動負債合計	636,465
差入保証金	1,114,200	固定負債	
固定資産合計	1,114,200	記念事業引当金	2,700,000
		固定負債合計	2,700,000
		負債合計	3,336,465
		正味財産	
		一般正味財産	8,203,177
		正味財産合計	8,203,177
資産合計	11,539,642	負債及び正味財産合計	11,539,642

財 産 目 録

2025年3月31日現在

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・数量等	使用目的等	金額
流動資産			
現金預金	手元保管現金	運転資金として。	60,307
	三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店	普通口座No.0013800	5,406,790
	岡崎信用金庫 名古屋支店	普通口座No.9051731	271,594
	岡崎信用金庫 名古屋支店	普通口座No.9059357	348,233
	岡崎信用金庫 名古屋支店	普通口座No.9060021	1,993,693
	10支部		1,592,044
小計			9,672,661
前払費用	アイラック愛知㈱	会場費	46,460
	㈱ギフトイト	80周年記念事業費	372,501
	アビモ㈱	80周年記念事業費	330,000
	㈱プリントバック	80周年記念事業費	3,820
流動資産合計			10,425,442
固定資産			
差入保証金	大林不動産㈱	事務所保証金	1,114,200
固定資産合計			1,114,200
資産合計			11,539,642
流動負債			
預り金	名古屋中税務署	源泉所得税 1～3月	8,155
	名古屋市栄市税事務所	特徴住民税 1～3月	18,000
		東海ブロック分	344,400
小計			370,555
未払金	愛知県商工共済協同組合	自動車共済	74,110
小計			74,110
未払消費税等	名古屋中税務署	消費税 6/4/1～7/3/31	120,800
小計			120,800
未払法人税等	名古屋東部県税事務所	県民税 6/4/1～7/3/31	21,000
	名古屋市栄市税事務所	市民税 6/4/1～7/3/31	50,000
小計			71,000
流動負債合計			636,465
固定負債			
記念事業引当金			2,700,000
固定負債合計			2,700,000
負債合計			3,336,465
正味財産			8,203,177

正味財産増減計算書

2024年4月1日～2025年3月31日

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

(単位：円)

(1) 経常収益					
勘 定 科 目	2024年度 予算額	2024年度 実績	差 実績－予算額	予算対比	備 考
正 会 員 会 費 収 入	20,445,000	20,847,346	402,346	102.0%	
賛 助 会 員 会 費 収 入	1,410,000	1,567,500	157,500	111.2%	
入 会 金 収 入	0	0	0	-	
広 告 費 収 入	410,000	590,000	180,000	143.9%	
ブ ロ ッ ク 事 務 収 入	400,000	400,000	0	100.0%	
幹 旋 手 数 料	2,240,000	1,665,742	▲ 574,258	74.4%	
預 金 利 息 ・ 配 当 金	200	9,310	9,110	4655.0%	
雑 収 入	300,000	282,276	▲ 17,724	94.1%	
記念事業引当戻入益	0	0	0	-	
経 常 収 益 計	25,205,200	25,362,174	156,974	100.6%	
(2) 経常費用					
勘 定 科 目	2024年度 予算額	2024年度 実績	差 実績－予算額	予算対比	備 考
事業費	通 常 総 会 費	350,000	326,985	▲ 23,015	93.4%
	委 員 会 運 営 費	850,000	369,992	▲ 480,008	43.5%
	会 議 費	1,000,000	746,755	▲ 253,245	74.7%
	支 部 運 営 費	1,800,000	1,873,072	73,072	104.1%
	日 本 代 協 会 費	4,700,000	4,650,000	▲ 50,000	98.9%
	ブ ロ ッ ク 負 担 会 費	376,000	137,189	▲ 238,811	36.5%
	教 育 研 究 費	2,500,000	1,514,952	▲ 985,048	60.6%
	通 信 費	1,600,000	1,296,652	▲ 303,348	81.0%
	印 刷 費	200,000	55,922	▲ 144,078	28.0%
	旅 費 交 通 費	500,000	113,490	▲ 386,510	22.7%
	会 費 処 理 手 数 料	270,000	180,180	▲ 89,820	66.7%
	新 聞 図 書 費	120,000	100,246	▲ 19,754	83.5%
	事 務 消 耗 品 費	600,000	1,250,406	650,406	208.4%
	事 業 広 報 費	500,000	68,000	▲ 432,000	13.6%
	会 費	100,000	48,300	▲ 51,700	48.3%
	交 際 費	50,000	56,121	6,121	112.2%
	寄 附 金	30,000	34,465	4,465	0.0%
	予 備 費	0	0	0	-
	記念事業引当費	300,000	300,000	0	100.0%
	事業費小計	15,846,000	13,122,727	▲ 2,723,273	82.8%
管理費	給 料 手 当	5,000,000	5,931,946	931,946	118.6%
	福 利 厚 生 費	700,000	1,447,641	747,641	206.8%
	地 代 家 賃	1,970,000	1,966,272	▲ 3,728	99.8%
	水 道 光 熱 費	230,000	258,803	28,803	112.5%
	手 数 料	100,000	100,180	180	100.2%
	租 税 公 課	200,000	136,316	▲ 63,684	0.0%
	顧 問 料	600,000	757,350	157,350	126.2%
	保 險 料	177,000	118,050	▲ 58,950	66.7%
	減 価 償 却 費	0	0	0	-
	雑 費	300,000	243,183	▲ 56,817	81.1%
	管理費小計	9,277,000	10,959,741	1,682,741	118.1%
経常費用計		25,123,000	24,082,468	▲ 1,040,532	95.9%
当期経常増減額		82,200	1,279,706	1,197,506	1556.8%
税引前当期一般正味財産増減		82,200	1,279,706	1,197,506	1556.8%
法人税住民税及び事業税		71,000	71,000	0	100.0%
当期一般正味財産増減額		11,200	1,208,706	1,197,506	10792.0%
正味財産期首残高		6,994,471	6,994,471	0	100.0%
正味財産期末残高		7,005,671	8,203,177	1,197,506	117.1%

監査報告書

令和7年4月10日

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

会長 橘 恭 浩 殿

監 事 山城 康司 

監 事 石黒 薫 

私ども監事は、本会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の会計及び会計以外の業務監査を行いました結果、次の通り報告を致します。

1. 会計に関する監査

会計に関する監査のため、帳簿、証憑書類及び資産の現物について調査を行いました。

監査の結果、別紙、令和7年3月31日現在の令和6年度貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録について、法令及び定款に従い、本会の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。

2. 会計以外の業務の監査

会計以外の業務の監査のため、理事会に出席するなどの調査を行いました。

監査の結果、事業計画に基づき事業が運営されているものと認めます。また、役員の職務執行に関し、法令及び定款に違反する重大な事実はありません。

以上

第3号議案 2025年度事業計画案承認の件

今年度の愛知県代協は～業界の未来を創ろう～をスローガンに以下の7つの項目を実行する。損保業界の転換期を迎え、新たな法整備も進んでいき、その中でも手数料ポイントの評価制度は第三者機関を導入するなど、代理店の収入にダイレクトにかかわってくる。そこで、今年度の方針は、正しい情報を入手し、保険会社や行政に「積極的提言」をしていく。このことにより新たな法整備の内容を現場観を加味したものにしていく努力をする。そして、代協活動を通し、本質的にこの制度が抱える問題や課題解決の提案をしていく。

1. 代理店・募集人の資質向上への取り組み（教育委員会）

① 損害保険大学課程コンサルティングコースの新規募集

日本代協は損害保険協会の募集人資格認定制度「損害保険大学課程コンサルティングコース」の指定教育機関として、代理店・募集人の資質向上の支援をしている。また、損害保険トータルプランナーの認定取得者だけが着用できる「認定バッジ」「顔付認定証」を募集人資格最高峰のタイトルである証として普及を図る。

② 日本代協アカデミーネットチャンネルの利用促進

募集人の資質向上と、代理店としての経営能力向上を目指し創設された「日本代協アカデミー」を会員事業所の教育制度として利用いただくよう積極的に情宣し、利用IDの増加につなげ、本年の重要項目として推進する。

③ 学校での損害保険教育の推進事業（出前授業）

高校、中学を対象に、交通安全の教育と交通事故の3つのリスクについて理解を深める教育を提供する。本事業は社会貢献活動と社会課題の解決の一助として重要なミッションと考える。講師の要請にも注力し、愛知県代協全体の事業として取り組む。

2. 組織力の強化《仲間づくりと支部の活性化》（組織委員会）

① 仲間づくりの推進

最も注力する項目の一つとして、仲間づくりに会員全体で取り組む。

昨年は日新火災代理店の加入が多かったが今年度も引き続き情報提供を実施し愛知県代協をアピール、特に今年度は、保険会社との連携を強化しアンケート案内活動、愛知県代協アピールを推進し仲間づくり、増員を目指す。

② 愛知県代協オリエンテーション

賀詞交歓会開催日と合わせ、リアルでの開催を予定。

昨年度より「愛知県代協オリエンテーション」に名称を変更し、多くの人に参加していただく活動を強化。

日本代協の協力も仰ぎ、当会の魅力と価値を伝え、行政情報や各保険会社の代理

店情報・商品情報、同業他社の保険募集以外の情報などを提供する。また、当会が一丸となり推進実践する。楽しい代協活動を目指す。

③ 代理店賠償「日本代協新プラン」の情宣と加入推進

保険業法の 300 条、283 条の理解を深め、代理店事業の経済的リスクを認知すると共に、「日本代協新プラン」を利用し、格安の保険料負担でカバーする制度である事を広く情宣する。

代理店賠償セミナーの開催 今年度は秋に開催予定。

保険会社、担当社員の参加による代賠の必要性を理解してもらい加入推進する。

④ 東海ブロック組織委員会育成研修会

将来に向けた理事候補者の育成研修会への参加を予定。

3. 募集環境の整備と代理店制度・業務に関する調査研究（企画環境委員会）

① 保険契約者等の利益保護のための募集の公平性の維持

不公正・不平等・業法違反と思われる保険募集についてのモニタリングを会員全体で行う。事案が発生した場合は「募集に関しての質問書」または「Google フォームからの報告」を利用して追求していく。

② 代理店の価値向上と競争力強化

代理店の強みを最大限に生かすために、5つの項目を推進する。

・ JSA-S1003 認定取得推進

保険代理店 金融事業者として求められるサービス品質を提供するための体制構築、顧客本位の業務運営や業界の信用やステータスの更なる向上に繋がるため、積極的に推進を行う。

・ リスクマネジメント講座の受講支援

商品販売からリスクマネージャーへの進化を目指し、顧客にとっての代理店の価値を高め、国内損保マーケットのブルーオーシャンである中小企業対応力を強化するためにリスクマネジメント講座への受講支援を行う。

・ 事業継続力強化計画認定制度（中小企業庁）の登録支援と推進

災害に負けない事業継続力を強化するための認定制度であり、代協会員自身の認定申請をサポートするとともに、その情報や経験を顧客に伝え、顧客企業の事業継続力強化を支援する。更新時期の会員に、案内フォローを行う。

・ BCP 策定支援

BCP の策定と定期的な訓練・見直しを支援する。その上で、自らの体験で得たノウハウを活かしお客さま企業への情報提供、アドバイスを通じて事業継続力強化に貢献する。

・ 社会保険労務士診断認証制度（全国社会保険労務士連合会）の宣言企業・実施企業・認定企業の三段階を支援、推進。

愛知県代協会員の労働環境改善、中小企業顧客への情報提供による経営支援力強化を目的とし、社会保険労務士が推進する制度を活用する。

今年度は、JSA-S1003 認定取得推進、リスクマネジメント講座の受講支援を主に推進を行う。

4. 財政基盤の強化（財務委員会）

① 財政基盤の強化

賛助会員利用による手数料収入増加に注力する。

② 国民年金基金の取次業務

国民年金基金「取次業務」制度を周知し、取次件数を増加させる。

5. 事業広報活動（広報委員会）

① 愛知県代協だよりの発行

会員に愛知県代協の活動などを紹介するため、年 2 回（総会号・新年号）発行する。

② 支部だよりの配信

支部活動の報告と情報を提供する手段として各支部広報委員が中心となり発行する。

③ ホームページの拡充

利用しやすいホームページにするため適宜改修作業を進めていく。

④ 「みなさまの保険情報」の活用推進

みなさまの保険情報の利用を推奨し、愛知県代協会員の利用者を増加するように会員にPRをしていく。

⑤ 賛助会員との連携強化

会員と賛助会員との連携強化のため、情報交換可能なイベント等を企画、実施する。

6. 損害保険の普及に関する宣伝・防災・減災運動と地域貢献（CSR 委員会）

① 共同事業への参加・支援

- （1）無保険者追放キャンペーン
- （2）自動車盗難等防止・防犯対策活動
- （3）地震保険の普及促進
- （4）交通安全推進活動
- （5）愛知県安全なまちづくり推進協議会活動
- （6）社会を明るくする運動愛知県推進委員会
- （7）暴力追放愛知県民会議 メール

② 地域清掃活動

熱田神宮清掃奉仕・豊川稲荷清掃奉仕を継続事業として本年度も引き続き実施する。新聞等メディアに載せてもらうように働きかける。

③ 献血活動

献血キャンペーンの実施(団体コード：31-06900-00)

期間：2025/4/1～2026/3/31

④ 「ぼうさい探検隊マップコンクール」への積極的参加推進

(損害保険協会連携事業)

全支部が協力し、複数ノミネートを目指して早期から取り組む。

7. 県役員会推進事業（県役員）

① 県代協セミナー企画

(あいおいニッセイ損保との協賛セミナー7月7日開催)

我々を取り巻く業界の変化は激しく、常に変化の中での経営判断をしていかざるを得ない。その中で、正しい情報と正しい評価ができるよう有効なセミナーを企画・開催する。このセミナーを通じ、未加入代理店の仲間づくりに役立てたい。

② 愛知県代協 80 周年記念式典開催（10 月 17 日金曜日）

10 年に一度の節目となる大きなイベントです。更に、80 周年は我々の業界にとって変換点でもあると考える。これまでの功績を振り返り、これからの代理店の本来の価値を提言ができるようなイベントにしたい。

③ 損害保険協会、損害保険各社との交流会

代協活動を円滑に進めるため日本損害保険協会中部支部、損害保険各社との交流を深め、意思の疎通を図る。

日本損害保険協会中部支部との情報交換会を実施する。

④ 「会長ライブ AICHI」を年間 2 回発信

事務局からウェビナーを使って直接全会員（非会員）へ配信する。

会長メッセージや日本代協の活動情報、行政の考え方や、法整備の状況など、また、損保業界の未来創造のために業界内外のゲストを迎え 60 分の番組を配信する。

直接メッセージを配信することにより全会員（正会員、一般会員）の隅々まで代協の価値を伝えられると考える。支部の活性化の一助となり、愛知県代協全体の一体感につなげる。

⑤ 消費者団体との対話

愛知県県民文化部県民生活課、名古屋市消費生活センター及びその他の消費生活センターの相談員・職員との情報交換会を実施する。

第4号議案 2025年度予算案承認の件 正味財産増減計算書

2025年4月1日～2026年3月31日

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

(単位：円)

(1) 経常収益				
勘定科目	2025年度 予算額	2024年度 実績	差 実績－予算額	備 考
正会員会費収入	23,115,600	20,847,346	▲ 2,268,254	(期首会員数475店) 会員費×0.9
賛助会員会費収入	2,000,000	1,567,500	▲ 432,500	5万円×40店
入会金収入	0	0	0	3千円×23店 入会金キャンペーン
広告費収入	590,000	590,000	0	議案書広告料 3万×7店 5万×2店 2万×14店
ブロック事務収入	400,000	400,000	0	
幹旋手数料	1,640,000	1,665,742	25,742	
預金利息・配当金	3,000	9,310	6,310	銀行利息
雑収入		282,276	282,276	
事業引当戻入益	3,000,000		▲ 3,000,000	
経常収益計	30,748,600	25,362,174	▲ 5,386,426	
(2) 経常費用				
勘定科目	2025年度 予算額	2024年度 実績	差 実績－予算額	備 考
事業費	80周年記念事業費	4,500,000	▲ 4,500,000	
	委員会運営費	500,000	▲ 130,008	委員会費交通費含む
	会議費	1,000,000	73,740	総会、理事会会場費、通常総会議案書 役員会、理事会交通費含む
	支部運営費	1,800,000	73,072	10支部
	日本代協会費	4,750,000	▲ 100,000	475店×1万円
	ブロック負担会費	380,000	▲ 242,811	475店×800円
	教育研究費	2,000,000	▲ 485,048	賀詞交歓会、コンベンション
	通信費	1,300,000	▲ 3,348	ゆうメール、保守管理料
	印刷費	100,000	▲ 44,078	名刺印刷、封筒
	旅費交通費	200,000	▲ 86,510	
	会費処理手数料	250,000	▲ 69,820	口座振替事務手数料
	新聞図書費	120,000	▲ 19,754	保険毎日新聞、新日本新聞、みなさまの保険情報
	事務消耗品費	1,300,000	▲ 49,594	コピー機リース料、カウント代、事務用品
	事業広報費	800,000	▲ 732,000	HPライセンス料、代協だより
	会費	50,000	▲ 1,700	愛知県盗難等防止協議会、暴力追放愛知県民会 議、愛知県社会保険協会
	交際費	100,000	▲ 43,879	弔慰金他
	寄附金	35,000	▲ 535	リレーフォーライフ
	事業引当費	300,000	0	記念事業引当
	事業費小計	19,485,000	▲ 6,362,273	
管理費	給料手当	5,500,000	431,946	
	福利厚生費	180,560	42,020	通勤手当
	法定福利費	1,300,000	▲ 74,939	社会保険料
	地代家賃	2,000,000	▲ 33,728	家賃、共益費
	水道光熱費	260,000	▲ 1,197	電気料金、水道料金
	手数料	100,000	180	払込手数料
	租税公課	30,000	106,316	印紙、登録、証明発行料
	顧問料	517,000	240,350	会計事務所(2024年度決算、2025年度顧問料)
	保険料	150,000	▲ 31,950	
	減価償却費		0	
	雑費	300,000	▲ 56,817	名刺台紙、代協バッジ、ティーサーバーレンタル料、他
	管理費小計	10,337,560	▲ 622,181	
経常費用計		29,822,560	▲ 5,740,092	
当期経常増減額		926,040	353,666	
税引前当期一般正味財産増減		926,040	353,666	
法人税住民税及び事業税		71,000	0	
当期一般正味財産増減額		855,040	353,666	
正味財産期首残高		8,203,177	▲ 1,208,706	
正味財産期末残高		9,058,217	▲ 855,040	

第5号議案 本会の決議の趣旨に反しない限り
その修正を会長に一任する件

第 6 号議案 その他

* 定 款 *

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会 (P. 20~27)

* 規 則 等 *

1. 会計規則 (P. 28~32)
2. 総会運営規則 (P. 33~35)
3. 役員選任規則 (P. 36~38)
4. 委員会規則 (P. 39~42)
5. 支部規則 (P. 43~45)
6. 旅費規則 (P. 46~47)
7. 弔慰金規則 (P. 48)
8. 会費規定 (P. 49)

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（略称：愛知県代協、以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、損害保険の健全かつ公正な募集と保険契約者の利益を守るため損害保険代理店の資質を高め、地位の向上を図り、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 損害保険代理店に対する教育研修事業
- 二 損害保険代理店の制度、業務に関する調査研究及び関係諸機関への提言
- 三 損害保険の健全な普及に関する啓発、宣伝及び防災活動
- 四 損害保険代理店の広報活動
- 五 地域社会に貢献するためのボランティア活動
- 六 会員の福利厚生増進のための事業
- 七 カレンダー・耐震ボックス・自動車修理及び事故に付随した復旧修理等の斡旋事業
- 八 会員への情報伝達と相互理解を図るための会報等の発行
- 九 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

(事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を本部と称し、これを愛知県名古屋市に置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、官報に掲載して行う。

(名称の定義)

第6条 この定款においては、通常総会を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の定時社員総会とし、臨時総会を法上の臨時社員総会、会長を法上の代表理事、並びに表決権を法上の議決権とする。

第2章 会 員

（会員及びその資格）

第7条 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって法上の社員とする。

2. 正会員は、保険業法第276条により登録された損害保険代理店の代表者とする。ただし、代表者は必ずしも当該代理店の店主または法人登記上の代表者とは限らず、当該代理店を代表して代協活動に参画する者とする。
3. 業法276条により登録された別個登録代理店も正会員となることができる。
4. 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者ならびに、損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者とする。
5. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。

（入会の方法）

第8条 本会の正会員、一般会員、及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2. 正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第302条により届出がなされた者は、当該代理店の正会員の承認を持って一般会員となる。

（入会金及び会費）

第9条 本会に入会する場合は、総会の決議を経て別に定めるところにより、入会金を納めなければならない。

2. 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（会員の権利義務）

第10条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

（退会）

第11条 会員は、次の各号のひとつに該当する場合には、退会するものとする。

- 一 退会届の提出
- 二 会員資格の喪失
- 三 その他法に規定する事由

（戒告及び除名）

第12条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の決議により、これに戒告を与え、又は除名することができる。

- 一 本会の名誉又は信用をき損したとき
- 二 本会の目的に反し、又は秩序を乱す行為があったとき

三 会員としての義務の履行を怠ったとき

2. 前項の規定により除名しようとするときは、その会員に総会の日から1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(権利の喪失)

第13条 会員が退会し又は除名されたときは、その理由のいかんを問わず、既納の入会金及び会費の返還請求その他本会に対する一切の権利を失う。

(会員名簿)

第14条 本会は、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 会員は、会員名簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。
3. 本会の会員に対する通知等は、会員名簿の記載によって発する。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 本会の設立時社員（正会員）の氏名及び住所は、附則第3号のとおりとする。

第3章 役員等・相談役及び顧問

(役員等の種類及び員数)

第16条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上40名以内
うち 会 長 1名
副 会 長 2名以上7名以内
専務理事 1名以内
常務理事 1名以内
- 二 監事 1名以上2名以内

(役員等の選任)

第17条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事は、正会員の中から選任する。
3. 前項の規定にかかわらず、理事2名以内を正会員以外から選任することができる。
4. 会長及び副会長は、理事のうちから理事会において選任する。
5. 専務理事及び常務理事は、理事会において選任する。

(役員等の職務及び権限)

第18条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び理事会を招集し、理事会の議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐する役割を担う。
3. 理事は、会長、副会長及び専務理事並びに常務理事とともに理事会を組織する。
4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、指示を受けて事務局を運営管理し会務

を処理するとともに、会長、副会長への意見具申を行う。

5. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を運営する。
6. 監事は、法第99条ないし第104条の職務を行う。
7. 監事は、総会、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第19条 各役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終了の時までとする。ただし、重任を妨げないが、会長及び副会長のそれぞれの任期は3期を限度とする。

2. 役員は任期終了後であっても、後任者の就任するまで引き続きその職務を行う。
3. 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第20条 役員の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったとき、あるいは本会の名誉または信用をき損する行為をしたときは、総会の決議によりその役員を解任することができる。

(相談役)

第21条 本会に、任意の機関として、相談役若干名をおくことができる。

2. 相談役の選任及び解任は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 相談役は、会長経験者とし、会長への助言を行うとともに、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第22条 本会に、任意の機関として、顧問1名を置くことができる。

2. 顧問の選任及び解任は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、直前会長とし、本会の諮問に応じ、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第4章 総会

(決議事項)

第23条 総会は、法令及びこの定款に別段の定めがあるものの他、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び予算の承認
- 二 事業報告及び会計報告の承認
- 三 入会金及び会費の額並びに納入方法
- 四 前3号に掲げるもののほか、理事会が付議を決議した事項

(総会の種類及び招集)

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以

- 内に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに、理事会の決議により招集する。
2. 正会員の5分の1以上又は監事が会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して総会の招集を請求したときは、会長はその請求を受けた日から6週間以内に臨時総会を招集し、開催しなければならない。
 3. 総会は開催の日から少なくとも2週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面による通知を発して招集しなければならない。ただし、社員の承諾を得て電磁的方法により通知を発することができる。
 4. 本会は、総会の招集に関し、法第47条の2各号に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(総会資料の電子提供措置)

第24条の2 本会は、総会の招集に関し、法第47条の2各号に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(総会の成立及び決議)

- 第26条 総会は、正会員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は出席正会員の過半数をもって決する。
2. 前項の規定にかかわらず第12条第1項の除名の決議、及び第20条のうち監事の解任の決議、並びに法第49条第2項で定める決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の多数で決する。

(表決権)

- 第27条 正会員は各1個の表決権を有するが、一般会員及び賛助会員は表決権を有しない。
2. 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人によって表決権を行使することができる。
 3. 前項に規定する代理人は、本会の正会員に限るものとし、総会ごとに委任状を提出しなければならない。ただし、委任状の提出に代えて、本会の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
 4. 書面又は代理人によって表決権を行使する正会員は、総会の出席者とみなす。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員2名以上の者が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第29条 本会に理事会を置き、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を審議決定する。

- 一 総会の議決事項の執行に関する事項
- 二 総会に提出すべき議案に関する事項
- 三 総会から委任された事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、本会の会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項

2. 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集方法)

第30条 会長は、開催の日から、少なくとも2週間前に通知を発して招集しなければならない。ただし、緊急の場合には、その期間を短縮することができる。

(理事会の成立及び決議)

第31条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、会長及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。
3. 会長が出席しないときは、出席した理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 支部並びに委員会及び事務局

(支部)

第33条 本会の事業につき、円滑な運営を図るため、理事会の決議に基づき支部を設け、事業活動の基本単位とする。

2. 支部に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第34条 本会の事業につき、特に専門的な調査審議又は特別の事項の処理遂行に当てるため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2. 委員会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

(事務局)

第35条 本会の事業を処理するため事務局を設け、事務局長及び職員を置くことができる。

2. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

3. 事務局長は、理事をもって充てることができる。

第7章 資産及び会計

(資産)

第36条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 会 費
- 二 入 会 金
- 三 寄付金品
- 四 資産から生ずる果実
- 五 事業に伴う収入
- 六 前各号以外の収入

(経費)

第37条 本会の経費は、資産をもってあてる。

(会計及び会計規則)

第38条 本会の会計は、理事会の決議により別に定める「会計規則」により行い、その改廃についても、理事会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告書の作成)

第40条 会長は、毎事業年度の末日ごとに次の書類及びその付属明細書を作成しなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書
2. 会長は、前項の各書類を、毎年通常総会の開催日より3週間以上前に監事に提出して、監査を受けなければならない。
3. 監事は、前項の書類の提出を受けた日から1週間以内に監査し、かつ、その報告書を会長に提出しなければならない。

(事業報告書の承認)

第41条 会長は、前条第1項各号の書類を通常総会に提出して、その承認を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の決議を経なければ、これを変更することができない。

(解散)

第43条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の表決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 解散に伴う残余財産の処分方法は、総会の決議を経て、これを決める。
2. 前項の場合においても会員に残余財産を分配することはできない。

第9章 補 則

(施行規則等)

第45条 本会は、この定款の運用を円滑にするため、定款に別に定めるもののほか、理事会の決議を経て、施行に関する規則等を定める。

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 会計規則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条** 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第38条の規定に基づき、会計規則（以下「本規則」という。）を定める。
2. 本規則は、本会財産の増減・移動を迅速かつ正確に処理し、年度末における財産の状況を正確に表示し、もって本会の健全な発展と運営に資することを目的とする。

(一般原則)

- 第2条** 本会は、次に掲げる原則に従って、予算書・会計帳簿及び計算書類（損益計算書・貸借対照表 以下同じ。）を作成する。
- (1) 収入及び支出は、予算書に基づいて行わなければならない。
 - (2) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従い、正しく記帳されなくてはならない。
 - (3) 計算書類は、会計帳簿に基づき、財務状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならない。
 - (4) 会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用し、みだりに変更してはならない。変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第3条** 本会は、定款39条の規定に従い、会計年度を毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる期間と定める。

(会計区分)

- 第4条** 本会は、特定の事業の会計を処理するため、必要と認めたときは、特別会計を設けることができる。

(会計事務責任者)

- 第5条** 本会の会計責任者は、専務理事の担当とする。

(帳簿等の保存期間)

- 第6条** 本会の会計に関する帳簿・伝票及び書類の保存期間は、次の通りとする。
- (1) 予算書類・計算書類・監査報告書 永久保存
 - (2) 会計帳簿 10年
 - (3) 会計伝票・証憑書類 10年
 - (4) その他の会計書類 3年

第2章 予算

(予算制度)

第7条 本会の業務及び会計は、予算制度による。

(予算の期間)

第8条 本会の予算期間は、第3条に定める会計年度と同一とする。

(予算の作成)

第9条 本会の予算は、当該会計年度の事業計画とそれに関して見込まれるすべての収入及び支出を、計数的に的確かつ明瞭に表示しなければならない。予算の基本方針は、理事会が決定する。

2. 借入金がみこまれるときは、その金額・期間を予算書に明記しなければならない。
3. 予算作成の責任者は、予算関係原案を当該会計年度開始以前に、会長に提出しなければならない。
4. 予算書の様式は、これを別に定める。
5. 作成された事業計画案と予算案は、役員会及び理事会の決議を経た後、総会の承認を得て成立する。

(予算の執行)

第10条 本会の業務は、予算の執行によって推進される。

2. 予算の執行者は会長とし、第5条の会計責任者は、予算の適正な管理及び実績把握・成果検討に関し、会長に対し責任を負う。
3. 予算の執行にあたっては、各科目の予算金額を相互に流用することができる。
4. 会長は、各科目の予算額の変更に関し、役員会の承認を得てこれを行うことができる。
5. 会長は、予算に計上された予備費の使用を行うことができるが、事前または事後において、役員会の承認を得なければならない。
6. 前条の規定にかかわらず、会長は、総会において事業計画、予算が決定するまでの間、経常的事業の運営に伴う事業費及び事務所費の支出を行うことができる。

第3章 勘定科目及び会計帳簿

(勘定科目)

第11条 勘定科目は、これを別に定める。

(会計伝票)

第12条 すべての取引は、会計伝票によりこれを処理し、会計帳簿は、会計伝票に基づき記帳する。

2. 会計伝票の種類は、振替伝票とし、その様式は別に定める。

(会計帳簿)

第13条 会計帳簿は、これを主要簿及び補助簿とする。

主要簿とは、次に掲げるものをいう。

(1) 総勘定元帳

2. 補助簿とは、次に掲げるものをいう。ただし、それらは、必要に応じ備えるものとする。

(1) 固定資産台帳

(2) 会費明細帳

(3) その他

(帳簿の照合)

第14条 手持ち現金の残高を毎日照合するとともに、毎月末日に、損益計算書・貸借対照表を作成し、勘定科目の金額を照合しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 会計帳簿は、原則として第3条に定める会計年度毎に更新する。

第4章 金銭会計

(金銭の範囲)

第16条 本規則で金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは通貨のほか、手元にある小切手・郵便為替証書・郵便貯金払出証書などをいう。

(保管)

第17条 第16条に定める金銭は、最も安全な方法をもって保管しなければならない。

(出納責任者)

第18条 金銭出納者は、事務局長とし、専務理事が監督する。

(領収書の発行)

第19条 金銭を収納した時は、本会所定の領収証を発行しなければならない。ただし、銀行振込・郵便振替・口座振替などによる収納の場合は、納入者からの要請がある場合を除き、これを省略することができる。

(収納金の処置)

第20条 収納した金銭は、出納責任者が特に認めた場合のほか、原則として銀行に預け入れなくてはならない。

(支 払)

第 2 1 条 金銭の支払は、支払先よりの請求書又はこれに準ずる書類に基づき、出納責任者の承認を得て、これを行うものとする。

2. 支払は、原則として、銀行振込又は横線小切手によりこれを行う。ただし、職員に対する支払および小額のものについては、この限りではない。

(領収書の受領)

第 2 2 条 金銭の支払については、支払先より必ず適正な領収証を受領し、これを確認しなければならない。ただし、銀行振込・郵便為替利用などによる支払の場合は、出納責任者が特に必要と認める場合を除き、これを省略することができる。

(手持現金)

第 2 3 条 出納責任者は、日々の現金支払にあてるための手持現金を置くことができる。

2. 手持現金の保有は必要最低限の額とする。

(特別措置)

第 2 4 条 本章に定めのない金銭上の措置については、すべて出納責任者の指示により、これを行うものとする。

第 5 章 固定資産

(固定資産の範囲)

第 2 5 条 本規則でいう固定資産とは、有形固定資産のうち使用可能期間が 1 年以上で、かつ取得価格が 200,000 円以上のものをいう。

2. 電話加入権などの無形固定資産は、すべて固定資産として処理する。

(固定資産の管理)

第 2 6 条 会計事務責任者は、第 1 3 条に定める固定資産台帳を備え、固定資産に関する保全・移動等に関する管理の記録を行わなくてはならない。固定資産の管理責任者は会計事務責任者である。

2. 会計責任者は、毎年度末又は随時、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足・要修理等の現状につき、会長に報告しなければならない。

(原価償却)

第 2 7 条 固定資産については、土地・電話加入権などを除いて、毎年度末、減価償却をおこなうものとする。

第6章 決算会計

(決算の時期)

第28条 本会は、第3条に定める会計年度終了後直ちに決算を行い、当該年度の収支を計算するとともに、その期末の財務状態を明らかにする。

2. 当該年度各月末においては、次の諸表を作成する。

- (1) 損益計算書
- (2) 貸借対照表

(年度末決算)

第29条 会計事務責任者は、毎会計年度の末日をもって、第2条に定める計算書類並びにその他の必要付属書類を作成し、会長に提出しなければならない。

2. 当該年度に第4条に基づく特別会計を設けた場合には、当該特別会計についても、前項同様、それに対する計算書類並びに付属書類を作成し、会長に提出しなければならない。

3. 会長は、前二項の書類を、監査を受けるため監事に提出し、監査終了後監査報告書とともに通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

第7章 附 則

(変 更)

第30条 本規則の改廃は、定款第38条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

第31条 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 総会運営規則

(総 則)

第1条 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第45条の規定に基づき、総会の運営について本規則を定める。

(招集手続き)

第2条 総会の招集は、定款第24条の規定に基づき会長名による文書で、会員名簿に登録されている正会員宛通知しなければならない。

(委任状ほか)

第3条 総会への出席は、定款に定めるところの正会員とする。ただし、正会員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。その場合代理人は、会長に出席できない正会員の委任状を提出しなければならない。

2. 総会日の8日前までに、総会の出席者は出席票を、出席できない正会員は委任状を、夫々、本会事務局へ提出しなければならない。
3. 事務局は、開会直前に出席正会員数並びに提出された委任状数を会長に報告するものとする。
4. 事務局は、開会後に出席した正会員数並びに提出された委任状数を、議長に提出するものとする。

(議事進行)

第4条 総会の議事は、予め印刷配布された議事日程に従い進める。

(開会宣言)

第5条 会長は、総会の成立要件が満たされたとき、その数を報告し、成立の旨を述べ、開会を宣言する。

(議長選出)

第6条 会長は、定款第25条の規定に従い、議長の選任を総会に諮るものとする。

(副議長)

第7条 議長が必要と認めたときは、副議長を指名し、総会に報告してその承認を求めるものとする。

(議長権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持しなければならない。

2. 議長は、定款及び本運営規定の定めるところに従い、総会の進行をはかる。
3. 議長は、議事の進行上必要と認めた場合は、発言者の発言時間を制限し、または、発言者の人員、回数を規制する等の措置をとることができるものとする。

4. 議長は、議案を表決に付し、その結果を発表し、可否の別を明確に宣言しなければならない。
5. 議長は、総会の進行を妨害する者に対し、退場を命ずることができる。

(議事録署名人)

第9条 議長は、定款第28条の規定に従い、議事の開始に当たり、総会の承認を経て、議事録署名人2名以上を指名するものとする。

(議案の説明)

第10条 議長は、議案の説明につき、必要に応じ説明者を指名する。

(発言)

- 第11条** 議案に関し質問し、または意見を述べようとする者は、挙手をし、議長の承認を得なければならない。
2. 本規定第13条(動議)のほか、発言はすべて議題及び提案内容の範囲内に限定するものとする。
 3. 前項の規定に従い、発言する者は起立し、所属支部名、氏名を告げ、発言内容を述べるものとする。

(修正案)

- 第12条** 提出議案に関する修正案が提出されたときは、議長はその採否を表決に付するものとする。
2. 同一議案に関し採択された修正案が2つ以上あるときは、原議案と最も異なるものから順次表決に付するものとする。

(動議)

- 第13条** 議長は、開会の直後、動議の存否を確かめなければならない。
2. 動議の提出があるときは、議長は、その動議の採否を表決に付さなければならない。
 3. 否決された動議は、同一総会において、再提出することはできない。

(表決の方法)

- 第14条** 定款第27条の規定に従い、表決を行う。
2. 表決は、発声・挙手・拍手・起立・投票のいずれかによるものとし、その何れかによるかは、議長が議案、並びにその審議の状況に応じ、これを定める。
 3. 議長が議案を表決に付する旨宣言した後は、その議題について、一切発言することができない。ただし、表決の方法に関する発言は、この限りでない。
 4. 投票は、記名式投票とし、事務局が用意した投票用紙により行う。この場合、議長は会場の閉鎖を命じることができる。
 5. 前項の投票に際しては、議長は立会人2名以上を指名し、その厳正を期さなければならない。

6. 議長が表決の結果を宣言した後は、その議題につき異議、または再審議等の申し立ては行うことができない。ただし、表決の内容に錯誤が認められたときはこの限りでない。

(出席者の義務)

第15条 総会の出席者は、次の事項を守らなければならない。

議長の承認のない限り、みだりに文書類を配布してはならない。

2. その他、総会の運営に障害となる行為をしてはならない。

(附 則)

第17条 本規則の改廃は、定款第45条の規定に従い、理事会の議決を経なければならない。

2. 本規則は、平成21年4月1日より施行する。

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 役員選任規則

第1章 総 則

(総 則)

第1条 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第45条の規定に基づき、役員等の選任について本規則を定める。

(定 義)

第2条 本規則において役員とは、定款第16条に定める会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事とする。

2. 本規則において役員等とは、前項に定める役員及び定款第21条に定める相談役並びに定款第22条に定める顧問とする。

第2章 役員候補者の資格基準

(理事候補者の資格基準)

第3条 理事の候補者は、定款第7条第2項に定める正会員でなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、定款17条第3項に定める理事の候補者は正会員に限らない。

第3章 役員候補者の決定

(理事候補者)

第4条 定款第33条に定める支部は、当該支部の支部総会において支部長および副支部長に選任される者を、本会の理事候補者として会長に推薦する。ただし、当該支部に副支部長が複数あるときは、そのうち1名に限り推薦することができる。

2. 支部は、理事会の決議により、前項の候補者とは別に理事候補者を会長に推薦することができる。

3. 会長は、前2項の推薦があつた理事候補者と、自ら推薦する理事候補者を理事会に報告する。

4. 前項において、会長が自ら推薦する理事候補者を決定するときは、他の役員等と協議を行う。

5. 理事会は、会長からの報告をもとに理事候補者を決定し、総会に提案する。

(監事候補者)

第5条 監事候補者は、会長が他の役員と協議の上決定し、理事会に報告する。

2. 理事会は、会長からの報告をもとに監事候補者を決定し、総会に提案する。

(会長、副会長、専務理事および常務理事の候補者)

第6条 会長、副会長、専務理事および常務理事の候補者は、会長が他の役員と協議の上決定し、理事会に報告する。

2. 理事会は、会長からの報告をもとに前項の候補者を決定し、総会ならびに当該総会で選任される理事に報告する。

第4章 役員等の選任

(理事および監事の選任)

第7条 本会の理事および監事は、定款第17条第1項に定めるとおり、総会において選任する。

2. 前項の総会が理事および監事の選任をするときは、第4条第5項および第5条2項の提案を受けなければならない。

(会長および副会長の選任)

第8条 前条の総会で選任された理事は、その選任後直ちに理事会を開催し、定款第17条第4項に定めるとおり、会長および副会長を選任する。

2. 前項の理事会が会長および副会長の選任をするときは、前項の理事は第6条第2項の報告を受けなければならない。
3. 前2項の理事会は、会長および副会長の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前条の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(専務理事、常務理事の選任)

第9条 第7条で選任された理事は、理事会を開催し、定款第17条第5項に定めるとおり、専務理事および常務理事を選任することができる。

2. 前項の理事会が専務理事および常務理事の選任をするときは、前項の理事は第6条第2項の報告を受けなければならない。
3. 前2項の理事会は、専務理事および常務理事の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前条の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(相談役の選任)

第10条 定款第21条で定める相談役は、第8条で選任された会長が、理事会の決議を経て委嘱する。

2. 前項で委嘱する相談役は、本会（法人化する前の愛知県損害保険代理業協会を含む。）の会長経験者とする。

(顧問の選任)

第11条 定款第22条で定める顧問は、第8条で選任された会長が、理事会の決議を経て委嘱する。

第5章 附 則

(附 則)

第12条 本規則に定めるもののほか、役員等の選任に関し必要な事項は理事会において定める。

2. 本規則の改廃は、定款第45条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。
3. この規則は、平成21年4月1日より施行する。

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 委員会規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第45条の規定に基づき、定款第34条第2項における委員会の設置及び運営に関して本規則を定める。

(種 類)

第2条 委員会は、各種委員会および特別委員会に区分する。

第2章 各種委員会

(設 置)

第3条 1. 本会は、会長または理事会の諮問に応ずる目的を以て、理事会の決議を経て主管事項別に各種委員会を設置することができる。
2. 委員会は、その主管事項に関し、会長または理事会の諮問にこたえるため、委員長が理事会に出席して報告を行い、意見を述べることができる。

(種 類)

第4条 本会は、主管事項に従い、各種委員会を次の通り設置する。
本委員会は本会の主管業務を行うとともに、一般社団法人日本損害保険代理業協会（以下「日本代協」という。）内において同様の主管業務を行っているまたは、行う委員会がある場合は、日本代協と連携した活動をする。

- ・教育委員会
- ・企画環境委員会
- ・組織委員会
- ・CSR委員会
- ・広報委員会
- ・財務委員会

(主管業務)

第5条 本会は、各種委員会の業務を次の通り定める。

- ・教育委員会 ○教育事業に関わる調査・研究・答申・推進
保険大学（受講生募集・セミナー運営）・認定保険代理士（更新研修運営）・県代協セミナー支援・支部セミナー支援・新入会員オリエンテーションの実施（組織委員会と共同作業）・消費生活相談員との懇談会・人材育成セミナー・健康づくり体験研修会等

- ・企画環境委員会 ○募集制度改善、募集環境整備活動に関わる調査・研究・答申・推進
代理店賠償日本代協新プラン加入推進・銀行窓販問題・郵便局代理店問題・商行会議所問題等
 - ・組織委員会 ○組織に関わる調査・研究・答申・推進
会員増強・新入会員オリエンテーションの実施・中日新聞広告・支部の強化等
 - ・CSR委員会 ○地球環境問題
社会貢献活動（グリーンボランティアその他）等
 - ・広報委員会 ○広報活動に関わる調査・研究・答申・推進
代協だよりの編集、発行・愛知県代協ホームページの運営等
2. 前項に定める業務のうち、具体的対応、陳情、折衝、実施に関する業務は、理事会の承認を得て、これを行う。

（構成）

第6条 各種委員会（広報委員会を除く）の構成は、次の通りとする。

（各種委員会）

委員長	1名	副委員長	1名
委員	各支部より1名以上	副委員	各支部より1名以上

（選出）

- 第7条** 支部は、各種委員会に対し、所属会員のうちから各1名以上選出する。但し、会員は、正会員・一般会員を問わない。
2. 委員・副委員は、支部の推薦に基づいて理事会において承認する。

（任期）

- 第8条** 第13条に定める構成員の任期は、定款第19条に準ずるものとする。
ただし重任は妨げない。
2. 構成員が任期途中で辞任し、または会員の資格を失ったときは、その構成員の所属する支部長は、その後任者を選出しなければならない。
3. 前項により選出された後任者の任期は、前任者の任期期間とする。

（招集）

- 第9条** 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。
2. 議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

（議決）

- 第10条** 委員会の審議は、議長を除く出席構成員の過半数以上の賛同をもって決定する。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

(議事録)

第 11 条 委員長は各種委員会の議事録を作成し、正副会長会議に提出しなければならない。

第 3 章 特別委員会

(設 置)

第 12 条 会長は、定款第 2 条に定める目的を達成し、定款第 3 条に定める事業を開する為に、特定の事項につき必要と認めたときは、理事会の決議を経て、特別委員会を設置し、付託することができる。

2. 会長は、特定事項につき特別委員会がその職務を完了したと認めたときは、理事会の決議を経て、これを解散する。

(構 成)

第 13 条 特別委員会の構成は次の通りとする。

委員長	1 名
副委員長	1 名
委員	若干名

(選 出)

第 14 条 特別委員会の委員は、理事会において、会員のうちから選任する。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会が必要と認めたときは、学識経験者等、会員以外の委員を委嘱することができる。

3. 委員長は、理事会の決議を経て、会長が任命する。

4. 副委員長は、委員の互選または委員長が指名する。

(任 期)

第 15 条 本規則の第 13 条に定める構成員の任期は、特別委員会の解散時とする。

(招 集)

第 16 条 委員長は、必要に応じ特別委員会を招集する。

2. 議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

(議 決)

第 17 条 特別委員会の審議は、委員囑託を除く出席構成員の過半数以上の賛同をもって決定する。賛否同数の時は、議長がこれを決する。

(報告書)

第 18 条 委員長は、特別委員会の議事について報告書を作成し、理事会に提出しなければならない。

第4章 会 計

(会 計)

第19条 委員会（特別委員会を含む）運営のための経費は、本会事務局が委員会運営費およびその他の収入をもって支弁する。

第5章 特別委員会

(変 更)

第20条 本規則の改廃は、定款第45条の規定に従い理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

第21条 この規定は、平成21年4月1日より施行する。

(平成24年3月16日 理事会にて 一部改訂)

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 支部規則

(総 則)

第1条 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第33条第2項ならびに第45条の規定に基づき、支部について本規則を定める。

(支部の設置と区域)

第2条 支部の区域とその所属会員は、理事会において決定する。

2. 支部の区域を次の通りとする。

- (1) 豊 橋 支 部 豊橋市，蒲郡市，田原市
- (2) 豊 川 支 部 豊川市，新城市，北設楽郡
- (3) 三河中央支部 岡崎市，西尾市，額田郡
- (4) 三 河 西 支 部 碧南市，安城市，刈谷市，知立市，高浜市，豊田市，
みよし市
- (5) 名古屋東支部 守山区，名東区，東区，千種区，昭和区，瀬戸市，尾
張旭市，長久手市
- (6) 名古屋西支部 熱田区，中川区，港区，愛西市，弥富市，津島市，蟹
江町，飛島村
- (7) 名古屋南支部 天白区，緑区，瑞穂区，南区，日進市，豊明市，
東郷町
- (8) 名古屋北支部 北区，西区，中区，中村区，あま市，清須市，
北名古屋市，大治町，豊山町
- (9) 尾 張 支 部 一宮市，稲沢市，春日井市，岩倉市，江南市，小牧市，
犬山市，大口町，扶桑町
- (10) 知 多 支 部 知多市，半田市，常滑市，東海市，大府市，知多郡
記載のない地区については近接地区、既設支部へ組織するものとするが、そ
の決定については、理事会の決議によるものとする。
市町村合併が発生した場合は、旧の行政地区とする。

(支部規約)

第3条 支部は、その運営につき必要と認めたときは、支部規約を設け、本会へ提出し、理事会の承認を得る。

(目 的)

第4条 支部は、会員全員の対面接触によりコミュニケーションを図り、自己啓発、相互啓発、情報収集等を促進することにより視野を広め参画意識を高揚し、もって本会諸事業の具体的展開を進めることを目的とする。

(事 業)

第5条 支部は、前条の目的を達成するため、定款第3条に規定する事業を分掌する。

(役 員)

第6条 支部は、次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	若干名
書記	1名
会計	1名
監事	1名

(相談役及び顧問)

第7条 支部は、その運営上必要と認めたときは、相談役及び顧問を置くことができる。

(役員を選任)

第8条 支部役員は、支部総会で選任する。

(理事候補者の選任)

第9条 支部は、支部総会において当該支部の支部長及び副支部長に選任される者を、本会の理事候補者として会長に推薦する。ただし、副支部長が複数あるときは、そのうち1名に限り推薦する。

2. 支部は、本会理事会の決議により、前項の候補者とは別に理事候補者を会長に推薦することができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、定款第19条に準ずるものとする。

(役員の職務及び会議)

第11条 支部は、支部総会及び支部役員会、支部例会をもって運営する。

2. 支部総会は、支部正会員で構成し、支部役員会は、支部役員をもって構成する。
3. 支部長は、必要に応じ支部総会及び支部役員会、支部例会を招集し、その議長となる。
4. 前項の会議における議事は、議長を除く出席会員の過半数の同意をもって、これを決する。ただし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 支部は、支部総会の議事ならびに経過を本会事務局に報告しなければならない。

(会 計)

第12条 支部運営のための経費は、各支部長が各支部で銀行預金を開設の上（口座名は〇〇支部理事〇〇〇〇とする）、本会事務局から送金される支部運営費及びその他の収入をもって支弁し、発行した領収書とその控えを責任をもって管理する。

2. 支部運営のための経費は、支部が3ヶ月毎に終了翌月15日までに、請求書や領収書控等の証憑を添付し、四半期報告書を作成して本会事務局へ報告する。

3. 決算年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までのため、3月については4月5日までに、支部口座の普通預金通帳のコピーと四半期報告書及び年度決算書を作成して本会事務局へ報告する。

(雑 則)

第13条 本規則に定めのない事項については、定款によるものとする。

(附 則)

第14条 この規則は、平成21年4月1日より施行する。

(24年3月16日 理事会にて 一部改訂)

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 旅費規則

(総 則)

第1条 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、本会の会員ならびに事務局長、事務職員が会務のため出張したときの旅費の支払いについて、本規則を定める。

(旅費の内容)

第2条 本規則で定める旅費とは、次の各号をいう。

- (1) 鉄道運賃
- (2) 船舶運賃
- (3) 航空運賃
- (4) 陸行費
- (5) 宿泊費

2. 航空運賃は、本会が業務上特に必要と認めた場合に限り、旅費に含める。

(鉄道運賃・船舶運賃)

第3条 運賃は、普通運賃とする。

2. 特急料金、急行料金、寝台料金、及び座席指定利用料金は、実際に利用した場合、その実費を支払う。グリーン料金は、支給しない。

(航空運賃)

第4条 航空運賃は、実費を支払う。

(陸行費)

第5条 陸行費とは、出張期間中実際に利用したバス、タクシー、その他の乗車賃をいう。

2. 陸行費は、本会が必要と認めた実費を支払う。

(宿泊費)

第6条 宿泊料には、宿泊費、税金、サービス料、朝夕食費、その他の雑費を含み、1泊10,000円とし、泊数を乗じて支払う。

(旅 程)

第7条 旅費は本会の命により特に迂回する場合を除き、順路により直行したときの費用を支払い、私事のため迂回または滞在したために要した費用は支払わない。

2. 交通途絶その他やむを得ない事由により迂回または滞在した場合、本会はその事実に基づき承認した範囲内で旅費の支払いを行う。

(臨 時)

第 8 条 本規則に定められていない事項が生じた場合は、役員三役会の決議を経て処理するものとする。

(変 更)

第 9 条 本規則の改廃は、定款第 4 4 条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

(附 則)

第 1 0 条 本規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会 弔慰金規則

(総 則)

第1条 一般社団法人愛知県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、本会が行う弔事等に関して本規則を定める。

(適用の範囲)

第2条 本規則を適用する範囲は、正会員とする。

(弔 慰)

第3条 本会は、第2条に記載された者及びその配偶者が逝去したときは、その遺族に対して、次の通り哀悼の意を表する。

- (1) 会員が死亡したとき、弔慰金として金20,000円也及び弔花一對。
- (2) 会員配偶者が死亡したとき、弔慰金として金10,000円也及び弔花一對。

(見舞い)

第4条 本会は、第2条に記載された者が、下記事項に該当するときは、次の通り見舞金を支給する。

- (1) 会員が疾病等により1ヶ月以上療養を要する場合、見舞金として金10,000円也。
- (2) 会員が火災等不慮の災害をうけた場合、会長の決定により、見舞金として金10,000円也。

(附 則)

第5条 この規定は、平成21年4月1日より施行する。

(2020年1月24日 理事会にて 一部改訂)

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会 会費規定

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会は、定款 4 5 条の規定に基づき、定款第 9 条における年会費の規定を下記の通り定める。

保険募集登録者数とは、店主・役員・使用人の保険会社への届出人数である。

1. 入 会 金 3,000 円（正会員のみ）

2. 年 会 費

（1）正会員

募集人登録者数	支払方法	年額
1 名～2 名	年 1 回払（口振又は振込）	33,000 円
	月払（口振）	36,000 円（3,000 円×12 回）
3 名～4 名	年 1 回払（口振又は振込）	44,000 円
	月払（口振）	48,000 円（4,000 円×12 回）
5 名～6 名	年 1 回払（口振又は振込）	55,000 円
	月払（口振）	60,000 円（5,000 円×12 回）
7 名～9 名	年 1 回払（口振又は振込）	66,000 円
	月払（口振）	72,000 円（6,000 円×12 回）
1 0 名～1 4 名	年 1 回払（口振又は振込）	77,000 円
	月払（口振）	84,000 円（7,000 円×12 回）
1 5 名～1 9 名	年 1 回払（口振又は振込）	88,000 円
	月払（口振）	96,000 円（8,000 円×12 回）
2 0 名～4 9 名	年 1 回払（口振又は振込）	110,000 円
	月払（口振）	120,000 円（10,000 円×12 回）
5 0 名以上	年 1 回払（口振又は振込）	165,000 円
	月払（口振）	180,000 円（15,000 円×12 回）

（2）一般会員

一般会員年会費 1 名当たり 16,500 円とする。

ただし、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第 302 条により届出がなされた者（代表者が正会員になった事により、自動的に一般会員となった募集人）の年会費は、正会員年会費に含まれるものとする。

（3）賛助会員

賛助会員年会費 1 名又は、1 社当たり 50,000 円とする。

愛知県代協 支部別・代申別 会員数一覧表

2025/3/31現在

代申 支部	東海日動	三井住友	損保 ジャパン	あいおい ニッセイ 同和	日 新	Chubb	AIG	共 栄	楽 天	セコム	ゼネラリ	ニュー インディア	合 計	2024.3.31	増 減
豊 橋	14	12	8	8	3	1	2	1	0				49	49	0
豊 川	8	4	3	3	1			0					19	18	1
三河中央	13	10	7	11	7		0	2					50	45	5
三河西	17	8	10	2	2								39	40	-1
名古屋東	9	12	9	8	17	1	1	1	0		1		59	59	0
名古屋西	19	10	12	15	3	1	2	1	0			1	64	62	2
名古屋南	9	5	17	9	3	1	1						45	45	0
名古屋北	18	12	19	7	2		1	1					60	63	-3
尾 張	10	15	16	11	2		1		0				55	53	2
知 多	10	1	11	4	1		0	1					28	29	-1
そ の 他	3	1	1		1			1					7	7	0
合 計	130	90	113	78	42	4	8	8	0	0	1	1	475	470	5
2024.3.31	132	97	112	72	35	4	8	8	0	0	1	1	470		
増 減	-2	-7	1	6	7	0	0	0	0	0	0	0	5		

「事前」も「事後」も。
自然災害に強い社会を、
これまで以上に支え続けたい。

次の一歩の力になる。
東京海上グループ



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動

三井住友海上は、持続可能な社会の実現に取り組みます

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsで 人と自然を守る

気候変動の緩和と適応に貢献

自然災害の激甚化・頻発化への備えを支援し、
ネットゼロに向け、ステークホルダーとともに
脱炭素社会の実現に貢献していきます。

緩和

脱炭素のための
取り組み

自然資本を活用した
CO2吸収取り組み

脱炭素社会の
実現を支援

適応

防災・減災のための
取り組み

防災・減災に向けた
BCP対策支援

気候変動リスクの
コンサルティング

気候変動への取り組み

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

私たちは、気づかいうちに
誰かを守っていた。

たとえば、
何気ない日常の中で運転している車。
その車の走行データが、未来の道路を
安心なものに変えてくれる。

そんなふうに社会が変わっていくことで、
あなたはもっと大きな安心を
手に入れられるはずだから。

私たちひとりひとりが
ともに、安全・安心を作っている。
それが、あいおいニッセイ同和損保の
「CSV×DX」。



まだ誰も知らない安心を、ともに。

愛知支店 三河支店



その声を安心に変えて。

補償範囲を見直してほしいというリクエスト。

規約がわかりづらいといった、ご指摘。

毎日、お客さま一人ひとりの声に全力で耳を傾ける。

毎日、いただいた声を元に保険を見直し続ける。

そうやって、私たちが向き合っているのは、

目の前のお客さまの安心だけではなく、

未来のお客さまの安心でもある。

これからも、ずっと。

お客さまの声に向き合い、進化をつづけていく。



▼特設サイトはこちら



損害保険ジャパン株式会社

〒460-8551 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

損保ジャパン

一緒にずっと。安心をもっと。

あなたを、もっと笑顔に。

創業の理念「共存同栄」「相互扶助」のもと、

これからも皆様の大切な笑顔のために
安心と安全を提供してまいります。

共栄火災海上保険株式会社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-19-21 TEL : (052)211-1358

<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

共栄火災



業務災害総合保険

従業員の方の業務上のケガ・病気に備える保険



日新火災海上保険株式会社

<http://www.nisshinfire.co.jp/>

東海事業部

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦2-4-11 TEL.052-231-7676

自然災害の脅威から企業を守り事業継続を
支援するため、各種サービスを提供します。



AIG 損保

AIG損害保険株式会社 名古屋支店

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 5-27-12 AIG 名古屋ビル 2 階
TEL : 052-685-6194 FAX : 052-685-6198



代理店賠償 「日本代協新プラン」の チャブ保険。

これからも皆さまに安心と満足をお届けします。

www.chubb.com/jp

CHUBB®

Chubb 損害保険株式会社(チャブ保険) 名古屋支店
〒461-0005 愛知県名古屋市東区東桜 1 丁目 13 番 3 号
(NHK 名古屋放送センタービル)
TEL 052-747-7000 (代)

乗り換えを検討している皆様へ



乗り換えるなら、 JCMのあんしん買取。



株式会社JCM 名古屋支店

TEL **052-219-8555**

担当：村瀬

[受付時間]
9:30~17:30(月~土)
※日・祝休み

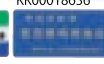
1分で出来る！
Webでのお申し込みはこちらから



KK00018636



■当社は皆様の愛車をオークション・業販等を通じて業界に供給する会社です。
名古屋支店 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 1-8-11 DP スクエア錦 5F



車のトラブル年中無休・24時間出動

有限会社
ロードサービス豊橋
豊橋本店
TEL (0532)54-9299
愛知県豊橋市下地町宮前29番地1
<http://www.rs-toyohashi.com/>



■ 中部運輸局 許可 一般貨物自動車運送事業 ■ 中部運輸局 認証 自動車整備工場 ■ 中部運輸局 許可 レンタカー事業

豊川インター店 愛知県豊川市一宮町大池67番地1
音羽インター店 愛知県豊川市赤坂町関川58番地1
豊橋東店 愛知県豊橋市二川町字西向山6番地1

大型トラックから
オートバイまで対応致します!



川口自動車ガラス (株式会社 川口硝子店)



熱田店 名古屋市熱田区二番一丁目14-12

[TEL:052-671-8872](tel:052-671-8872)

半田店 半田市上浜町10-3

[TEL:0569-22-7865](tel:0569-22-7865)

野並店 名古屋市天白区野並三丁目497番

[TEL:052-895-4108](tel:052-895-4108)

岡崎店 岡崎市能見通1-61ウメムラビルCamping Office osoto Okazaki内

[TEL:050-8881-0186](tel:050-8881-0186)

<http://www.autoglass-kawaguchi.co.jp> <https://kawaguchi-autoglass.com/>

自動車ガラス【1級技術】資格者が各店在籍で安心施工をお約束!

業務内容

- ・自動車ガラス交換・ウインドリペア
- ・カーフィルム・住宅用防犯フィルム施工
- ・各種ボディーコーティング・磨き作業
- ・車内ルームクリーニング・カメラエーミング
- ・デントリペア・内装リペア・クイック钣金 他



AT group

事故・修理代車、ビジネス、レジャーなど
あらゆるニーズにすばやくご対応いたします。

 **トヨタレンタリース愛知** 

 **0120-001319**
<http://www.trl-aichi.co.jp>

総合予約課
8:00~20:00
年中無休



ダメージカーの高価買取なら タウにお任せください！

世界126カ国以上にのぼる独自の販売ネットワークで累計取扱台数130万台を突破！



トヨタ アクア

どうぞお気軽にご相談ください。



株式会社タウ 名古屋支店

TEL : 052-930-6711
FAX : 052-930-6712



- 本社：埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 LAタワー10F ●設立：1997年 ●資本金：1億円 ●売上高：432億円（2024年9月期）連結
- 従業員数：607名（2024年9月末）連結 ●拠点：国内19拠点、海外3拠点 ●年間取扱台数：約92,000台（2024年9月期）
- 事業内容：自動車・産業用車両およびその他関連商材の販売・輸出、自動車の钣金修理、使用済自動車のリサイクル、人材サービス



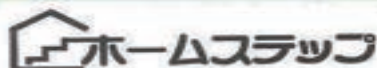
ホームステップでは、全ての建造物の事故受付に 24 時間対応いたします。

《復旧工事内容》

- 火災保険 台風、地震、水害、落雷、大雪、火災、水漏れ、etc
- 自動車保険 ガートレール、縁石ブロック、カーブミラー、道路標識、フェンス、ブロック塀、擁壁、街灯、信号機、街路樹、花壇、田んぼ・畑、カーポート、テント、看板、etc



建築物・構造物復旧工事



株式会社 イケダ

本 店：岐阜市江崎北 4-8 名古屋営業所：名古屋市西区上名古屋 4-17-2 アークビル 1302
受付：TEL058-213-3730 FAX058-213-3731 mail: joho@homestep.com

～「if」に込めた思い～

i f + i f
医療 福祉 もしも



「福祉車両レンタカーの保有台数は日本一（当社調べ）、お客様のニーズにお応え出来るよう、軽自動車クラスから1BOXの大型車まで多種多様な車種を取り揃えています。全国対応強化中。
人に優しいレンタカー会社を目指し、お客様の“困った”が、“助かった”に変わるまで諦めません。」

RENTAL CAR

～福祉車両専門レンタカーって言ったら、やっぱりイフレンタカーでしょ！～



リフト・送迎など

ハイエース・キャラバン
セレナなど

9,900円
～ **12,000円** / 日



軽自動車・スロープ
助手席リフトアップ
サイドリフトアップなど
タント・NBOX・エブリイ
アトレーなど

4,800円 / 日

if 福祉車両レンタカー
Rentacar

総合案内窓口

0120-294-712

ifステーション四日市

0120-321-212

ifステーション埼玉

0120-928-359

ifステーション大阪

0120-122-907

自動車修理に関する お得な制度のご案内



休日
夜間
遠方
あんしんの
コールセンター
24時間
対応
サービス

全国
加盟優良
修理工場
400 工場

**1 引取・納車の
作業が無料**
基本的に利用内の加盟工場にて対応
現金・送金振替を目的とします。
ただし、現金引取の場合は必ずしも
現金は、お振込金も振替にて受け付けます。

2 代車が無料
加盟工場にて保有の
代車をご用意しています。

3
修理終了後
ワンオーナー
保証書を発行

4
特別料金にて
車検を実施

上記のサービス内容は変更する場合がありますのでご了承ください。

DRPネットワーク株式会社

〒125-0053 東京都葛飾区鎌倉 3-18-6
TEL:03-3673-5552 <https://www.5552.co.jp/>

フリーダイヤル ハ ヤ ク ナ オ ス



0120-849704

お客様からこのような
ご相談はありませんか？



資産運用に関するご相談など
お気軽にお問い合わせください！

ネオライフインベストメント株式会社

代表取締役 橘紀篤

〒460-0008

愛知県名古屋市中区栄四丁目6番15号9F

TEL:052-269-1136

Mail:info-investment@neolife.co.jp



個人のお客様から

NISAってよくわからない

NISA口座は作ったけど投資はできていない

NISAのメリットデメリットは？

NISAとiDeCoどちらがいい？



代理店様自身

法人のお客様から

NISAの勉強会をしてほしい

従業員にNISAのことを学んでほしい

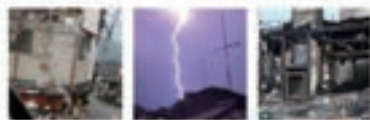
金融リテラシーを上げたい

企業型確定拠出年金ってどうなの？



保険代理店の皆様 復旧工事お任せください！

火災保険対象工事例



地震による住宅損傷 修理工事
落雷による住宅損傷 修理工事
火災による住宅損傷 修理工事



台風による住宅損傷 修理工事
洪水など水害による住宅損傷 修理工事
大雨による住宅損傷 修理工事

自動車損害保険対象工事例



車両によるガードレール損傷 修理工事
車両による標識の損傷 修理工事
車両によるフェンス損傷 修理工事



車両による道路わき損傷 修理工事
車両による電柱損傷 修理工事
不注意によるカーポート支柱損傷 修理工事



お問合せ
フォーム



株式会社ヨネムラコーポレーション



0120-817-511

MS&AD 三井住友海上あいおい生命
www.msa-life.co.jp

あんど
人生の「もしも」を「安堵」にかえる。

&LIFE
アンドライフ

&LIFEは、三井住友海上あいおい生命の商品ブランドです。

入院・手術だけでなく三大疾病なども手厚くサポート
&LIFE 医療保険Aセレクト
医療保険(無解約返戻金型)(22)無配当

あなたの「もしも」に備えて毎月の安心をお届けします
&LIFE 総合収入保障Wセレクト
死亡・介護障害選択型収入保障保険(無解約返戻金型)無配当

Jネットレンタカーは
「お客様満足度」を重視しています。



Jネットレンタカー

株式会社 チェンジ

CHANGE

保険求人WEB

保険代理店様の募集人採用を共に。

蛇口につなげるだけ

日本トリムの整水器は蛇口につなげるだけで
腸活できる*



効果：胃腸症状の改善

- ・胃もたれや胃の不快感をやわらげます。
- ・胃腸の働きを助け、お通じを良好にします。

TRIM ION Refine
医療機器製造販売承認番号 303AGBZX00027000

PFAS 対策も忘れずに
詳しくはこちら▶



株式会社 **日本トリム**
東証プライム(証券コード:6788)

●お問い合わせは



0120-328-106

ミズハ

トリム

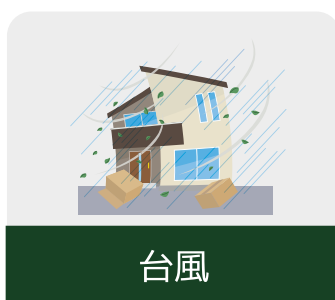
お電話の承り時間：

午前9:00～午後6:00

(土・日・祝日は休業日)

*TRIM ION Refineは胃腸症状の改善の効果が認められている家庭用管理医療機器です。



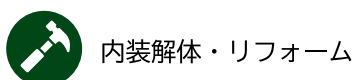
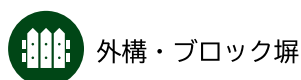
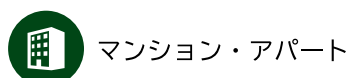
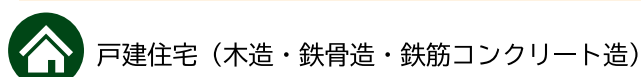


事故や火災に伴う

解体 & 復旧

相談 & 見積もり **無料**

専門スタッフがいろいろな工事のご相談に応じます♪



工事相談件数
40,000件以上

解体工事実績
9,000件以上

ブレインフォレストが選ばれる理由

- 01 追加費用なし！適正価格
綿密な現地調査 & 事前打ち合わせで追加費用が発生しない適正なお見積もりを提出します。
- 02 どこよりも早い対応
現地調査・お見積もり・ご契約・役所申請など各種手続きを社内で適切に分業。ご希望の着工日に向けて速やかに手続きを進めます。
- 03 安心！自社現場監督
年間1,200件以上あるすべての現場を自社現場監督が管理。安心・安全・予定通りの施工に努めます。
- 04 徹底した近隣対応
着工前に現場監督が近隣挨拶を実施。工事の予定や内容を丁寧に説明します。
- 05 万全の環境対策
着解体で出た廃棄物は法にもとじて分別・再資源化。環境配慮とコスト低減に努めます。

お問い合わせは
こちらまで



0120-525-161

9:00 ~ 18:00（土日祝を除く）



本社 / 愛知県春日井市瑞穂通 4-54
支店 / 東京・滋賀・大阪・神戸

ブレインフォレスト



生命保険は、
愛する家族への想い。
そして、保険金をお届けすることが
私たちの使命です。

“As safe as the Rock”

～ジブラルタ・ロックのように安心～

ジブラルタ海峡に位置する長さ4.8km、高さ400mにもおよぶ巨大な岩山“ジブラルタ・ロック”が、
ジブラルタ生命の社名の由来です。

親会社プルデンシャル・ファイナンシャルのシンボルである“ジブラルタ・ロック”は、
時を経ても変わることのない強さ、安定性、専門性、そして革新性を象徴しています。

ジブラルタ生命保険株式会社 中部営業統括部 名古屋第一/第二/第三/第四/岡崎営業部

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-19-12 久屋パークサイドビル3階 TEL:052-950-2843

▼ 会社HP



ミナ ジブロック

【コールセンター】0120-37-2269 【ジブラルタ生命ホームページ】<https://www.gib-life.co.jp/>
【受付時間】平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除く)携帯電話・PHSからご利用いただけます。通話料無料。

愛知県損害保険代理業協会の皆様へ

～不動産取引を通じて会員様をサポートします～

不動産売却で

お困りのお客様をご紹介ください！

ご紹介料として仲介手数料の30%お支払いします!!

マンション

戸建て

土地

収益・事業用

売却実績1500件以上
大手不動産仲介会社出身!!

Neo Life

新しい生活=Neo Life=ネオライフ不動産

～すべては、心豊かな人生のために～

ご紹介はお電話1本!

052-269-1662

「不動産のことを相談したい」
とご連絡ください!



愛知県知事(1)第25106号
株式会社
ネオライフ不動産

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目6番15号
フォーティーンヒルズセンタービル9階

✉ nlf@neolife.co.jp
FAX: 052-269-1663

ホームページ
ご覧ください!



おかげさまで
お客様満足度

93%

自動車の事故対応・修理・レンタカー手配は
ファブリカにお任せください!!

★ ¥0 ★



代車無料

軽自動車や商用バン等、
150台以上の多種多様な
代車をご用意!



24時間対応

東海4県(岐阜県飛騨高山エリア、
静岡県富士川より東エリア除く)
どこでも引取・納車対応!24時間・
365日事故受付可能です。



永久保証

「安心」して頂けるよう、
修理箇所の「永久保証書」を
お付けしております。



レンタカー手配

レンタカーのみでもご指定先
に配送可能。専門スタッフが
24時間対応いたします!

電話1本で全て事故処理完了! まずはお電話ください

事故受付センター 0120-102-595



株式会社ファブリカコミュニケーションズ

〒486-0932 春日井市松河戸町 1434-1 TEL:0568-36-9355 (代表) FAX:0568-36-8543

賛助会員一覧

株式会社東京海上日動キャリアサービス 名古屋営業第2部 ☎052-972-0600 ⑤052-972-0601 http://www.tcshaken.co.jp/ 戸谷 徳亜 norie-totani@tokiomarine-tcs.jp 人材派遣・人材紹介	有限会社岐垣創建 ☎0584-87-2633 ⑤0584-87-2635 http://www.giensouken.jp/ 佐藤 有巨 giensouken@vega.ocn.ne.jp 復旧工事
株式会社タケヒロレッカー ☎0586-77-7089 ⑤0586-76-9935 http://www.takehiro24.com/ 後藤 眞伯 rescue@takehiro24.com ロードサービス・レンタカー	MS & ADスタッフサービス株式会社 名古屋支店 ☎052-571-3585 ⑤052-571-3595 http://www.ms-ad-staffing.co.jp/ 藤田 麻仁代 mamiyo.f@ms-ad-hd.com 人材派遣・人材紹介
株式会社ファブリカコミュニケーションズ ファブリカ事業本部 ☎0568-36-9355 ⑤0568-36-8543 http://www.fabrica-com.co.jp/ 平野 沙苗 fab-saies@fabrica-com.co.jp 自動車修理・システム開発・レンタカー	株式会社JCM 名古屋支店 ☎052-219-8555 ⑤052-228-2033 http://www.jcmnet.co.jp/ 村瀬 純也 j-murase@jcmnet.co.jp 自動車買取（全国ネット）
三裕産業株式会社 ☎052-383-6520 ⑤052-383-5474 http://www.25h.kouji.biz/ 蓑部 貴文 sanyusangyo@flute.ocn.ne.jp 復旧工事・調査	有限会社ロードサービス豊橋 ☎0532-54-9299 ⑤0532-54-9266 http://www.rs-toyohashi.com/ 大場 篤 a.ohba@sweet.ocn.ne.jp ロードサービス
株式会社川口硝子店 ☎052-671-8872 ⑤052-671-5868 http://www.autoglass-kawaguchi.co.jp/ 森野 正裕 info@autoglass-kawaguchi.co.jp 自動車ガラス交換修理・スモークフィルム ボディコーティング施工	株式会社トヨタレンタリース愛知 ☎052-883-2116 ⑤052-889-1489 http://www.trl-aichi.co.jp/ 峯村 伸治 shinji-minemura@mail.trl-aichi.jp レンタカー・カーリース
株式会社 タウ ☎052-930-6711 ⑤052-930-6712 http://www.tau.co.jp 須永 隆博 NAGOYA@tau.jo.jp 自動車買取	株式会社 イケダ ☎058-213-3730 ⑤058-213-3731 http://www.homestep.com 池田 茂 joho@homestep.com 建築物・構造物復旧工事

賛助会員一覧

SD Financial Technology 株式会社 ☎03-4431-1415 ⑤050-3488-2233 http://hoken-vos.socio-diversity.co.jp/ 波木井 圭 hokenvos.support@socio-diversity.co.jp ソフトウェアシステムの開発・販売	株式会社 if オートサービス ☎052-441-0480 ⑤052-441-0482 http://if-rentacar.jp/ 和田 賢治 if-rentacar@iandf-gr.jp 車両販売・メンテナンス・保険各種・ 福祉車両専門レンタカー
DRPネットワーク(株) 愛知地区 ☎0568-31-8050 ⑤0568-33-3985 http://www.5552.co.jp/ 古田 篤史 furuta@furutabankin.com 自動車修理・钣金塗装	マイのりレンタカー 春日井店 ☎0120-568-252 ⑤0568-32-5302 https://ishiren.jp 伊藤 英登 mainorikasugai@gmail.com レンタカー
ネオライフインベストメント株式会社 ☎052-269-1136 ⑤052-269-1137 https://www.neolife.co.jp/neolife-inv/ 橘 紀篤 info-investment@neolife.co.jp 金融商品仲介業	株式会社サザンダイア ☎ 052-212-7910 https://southerndia.com/ 南川 忠雄 minamikawa@southerndia.com 情報サービス業・広告運用 ・マーケティング
有限会社ジール ☎ 0564-87-4886 ⑤0564-87-4885 柳井 美広 zeal-2002-koji@wing.ocn.ne.jp 自動車のロードサービス業	株式会社 BrainForest ☎ 0568-86-5787 ⑤0568-86-5788 https://www.brain-forest.net/ 矢崎 健治 yazaki@brainforest.co.jp 解体業
ジブラルタ生命保険株式会社 中部営業統括部 名古屋第二営業部 ☎ 052-950-2842 ⑤052-957-4180 https://www.gib-life.co.jp 鈴木 Taku.Sugawara@gib-life.co.jp 保険業	株式会社ネオライフ不動産 ☎ 052-269-1662 ⑤052-269-1663 https://www.neolife-fudousan-baikyaku.com/ 橘 紀久也 nlf@neolife.co.jp 不動産売買
株式会社ヨネムラコーポレーション ☎ 0587-81-7517 ⑤0587-81-7510 https://yoneco.jp 米村 政美 yonemura@yoneco.jp 建設業	SOMPO ひまわり生命保険株式会社 ☎ 050-2016-8578 ⑤052-972-6406 https://www.himawari-life.co.jp/ 中部統括部 藤井 隆司 branch_zzb051@himawari-life.co.jp 生命保険業

賛助会員一覧

株式会社はなまる 名古屋支店 ☎ 052-218-5000 ☎052-218-6100 https://www.hanamaru870.co.jp/ 支店長 高口 耕輔 nagoya@hanamaru.jp.com 自動車買取・販売	株式会社 Financial DC Japan ☎ 0570-088-401 https://f-dc-j.co.jp 代表取締役 岩崎 陽介 assistant@f-dc-j.co.jp 企画型確定初出拠出年金導入支援
株式会社イトコー ☎ 0533-86-8887 ☎0533-86-8899 https://itoko.co.jp/ 課長 渡辺 信之 slow@itoko.co.jp 建設業	アチーブメント株式会社 ☎ 052-249-3256 ☎052-249-3257 https://achievement.co.jp/ 担当窓口 大見 遥 人材教育
三井住友海上あいおい生命株式会社 ☎ 052-589-8697 ☎052-583-1607 http://www.msa-life.co.jp 愛知中部業務営推グループ 藤本 紀子 保険業	あんしん社会保険労務士事務所 ☎ 052-253-7803 ☎052-308-8522 https://www.anshinsr.com/ 岡本 邦裕 okamotosr@anshinsr.com 社会保険労務士業
ラッキーブレインズ株式会社 ☎ 0567-43-9375 ☎0567-43-9375 https://luckybrains.co.jp 澤村 比呂志 sawamura@luckybrains.jp 人材育成事業 各種研修・講演の企画運営	社会医療法人杏嶺会 一宮西病院メディカルサポートセンター ☎ 0586-48-0088 ☎0586-48-0028 https://www.anzu.or.jp/ichinomiyanishi/ 森 俊哉 shun-mori@anzu.or.jp 医療業（人間ドック・健康診断・PET・CT健診）
株式会社イチネン ☎ 052-201-3681 ☎052-220-1570 https://www.ichinen.co.jp/ 西川 孝誠 nisikawa@ichinen.co.jp 自動車賃貸業（車両リース事業）	積和トータルサポート株式会社 ☎ 052-746-0500 ☎052-746-0515 https://www.sekiwa-ts.co.jp/ 林 光 hayashi0113@sekisuihouse.co.jp 不動産管理業
有限会社丸八 ☎ 0533-87-2254 ☎0533-87-2922 https://rent.maru8maru8.com/ 渡邊 武司 info@maru8maru8.com レンタカー業	有限会社 K&N ☎ 0569-24-5699 ☎0569-24-0363 https://kandnauto.com/ 杉江 一輝 kandn.sugie@gmail.com 自動車、トラック、オートバイ、 パソコン買取業

賛助会員一覧

株式会社 T & R ☎ 052-888-9470 ☎052-890-8778 栗田 隆一 ryu13au@gmail.com レッカー	株式会社 T S U B A S A ☎ 052-784-6703 ☎052-784-6704 酒井 翼 中古車販売業
トラスティレンタカー ☎ 0566-91-4447 ☎0566-91-4448 上村 正孝 info@trusty-rent.com レンタカー業	株式会社 Liv. Design ☎ 052-704-7208 ☎052-705-0094 https://www.liv-design.jp/ 中原 且善 hokenhonbu@liv-design.jp 保険代理業・コールセンター委託業務
J-net レンタリース株式会社 ☎ 052-231-8236 ☎ 052-231-7107 https://www.j-netrentacar.co.jp/ 海江田 貢 kaieda@j-netrentacar.co.jp レンタカー業・中古車販売 他	株式会社 日本トリム 名古屋支社 ☎ 052-955-5211 大野 慎也 sohno@nihon-trim.co.jp 電気機器 製造・販売
株式会社 チェンジ ☎ 050-7119-4988 白水 貴大 ishii@i-ichange.com 人材派遣	
賛助会員 会社名 部署名 電話・F A X ホームページアドレス 代表担当者名 担当者 E-mail 業務内容	

賛助会員法律事務所名簿

一般社団法人 愛知県損害保険代理業協会

弁護士法人名古屋北法律事務所 弁護士 長谷川 一裕 〒462-0819 名古屋市北区平安2丁目1番10号 第5水光ビル3階
小林大悟法律事務所 弁護士 小林 大悟 〒440-0885 豊橋市中柴町9番地
寺部法律事務所 弁護士 寺部 光敏 〒440-0888 豊橋市駅前大通3丁目101-2 リバーサイドビル3階
弁護士法人 TRUTH&TRUST 弁護士 三輪 陽介 〒450-0002 名古屋市中村区名駅2丁目45番7号 松岡ビルディング6階
浅賀法律事務所 弁護士 浅賀 哲 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-8-11 セブン丸の内ビル4階
足立法律事務所 弁護士 赤本 優 〒441-8021 豊橋市白河町61番地
弁護士法人 太田川法律事務所 弁護士 田中 亮次 〒477-0031 東海市大田町後田212-1 太田川ビル205号
井上剛法律事務所 弁護士 井上 剛 〒448-8525 刈谷市相生町3丁目3番地 富士ビルディング6階
弁護士法人 原田真典法律事務所 弁護士 原田 真典 〒444-0864 岡崎市明大寺町字道城ヶ入32-1 岡崎法曹ビル2階
二村綜合法律事務所 弁護士 二村 到 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番17号 ケイズ・ビー307号
西山・下出法律事務所 弁護士 西山 一博 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番27号 EBSビル5階

【相談ルールをお願い】

■愛知県代協の賛助会員法律事務所「無料相談」について

- ①申込書(別紙)事務局へFAX送信下さい。(事務局にて資料保存)
- ②事務局より指名法律事務所にFAX(転送)します。
- ③指名法律事務所より連絡をお待ちください。(日程等を打合せください。)
 * 指名法律事務所より連絡無き場合は、事務局へお問い合わせください。

①会員 Fax⇒ ②代協事務局 Fax⇒ ③法律事務所 TEL ➡(打合せ) 会員

***相談申込時の直接の申し入れは、ご遠慮ください。【申請ルール厳守】**

【交通のご案内】



- JR名古屋駅桜通口から：ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ユニモール地下街 5番出口から：徒歩2分
- 名駅地下街サンロードから：ミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル、
名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分
- JR新幹線口から：徒歩9分

ひろげよう代理店の^わ環を

一般
社団法人 **愛知県損害保険代理業協会**

〒460-0008

名古屋市中区栄 1 - 13 - 4 みその大林ビル6階C号

TEL 052-203-8722

FAX 052-203-8723

ホームページ・アドレス <http://www.aichidaikyo.or.jp/>

Eメール・アドレス aidaikyo@crocus.ocn.ne.jp